



(北日本方面と東シナ海地方も含
まれてシナ海のものあり)

RG'-0007

0209

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

所氏名が不明の為處理に困難を感じてゐる
ので貴官に於いて引取人の住所氏名御調
査の上消息判明（不明の場合も）次第當課
宛御連絡方お願ひする
尚事件當人の戸籍謄本も併せて御送付
願う

所氏名が不明の為處理に困難を感じてゐる
ので貴官に於りて引取人の住所氏名御調
査の上消息判明(不明の場合も)次第當謹
宛御連絡方お願ひする
尚事件當人の戸籍謄本も併せて御送付
願う

死亡者氏名	加藤輝雄
本籍地	兵庫縣
死亡者氏名	佐藤石松
本籍地	大分縣
死亡者氏名	石原一雄
連絡光	和歌山縣序
閨保責任者	西村司政長官
	加藤司政官

RG'-0007

0211

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

公 信 案	外 務 省
<p>名が不明の為處理に困難を感じてゐるので 貴官に於りて引取人の住所氏名御調査の上 消息判明(不明の場合も)次第當課宛御連 絡方お願ひする</p> <p>尚出來得れば事件當人の戸籍謄本も併せて御送付願う</p> <p>記</p>	
死亡者氏名 小林 竹子	連絡先 福岡縣翠香園
死亡者氏名 松本 キク	連絡先 福岡縣翠香園
死亡者氏名 仲地 松吉	本籍地 沖縄縣 [REDACTED]

RG'-0007

0212

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

(3.2.0.2-1-3)

管 理 局	引 揚 調 査 室
外務省管理局	記入済 拾月拾參日
引揚調查室長殿	24 015 66
加藤輝雄(亡き地主)遺骨引取先照会にて	
輝雄は亡く、2月24日付署調査官セハラモト以て引取人の住所氏名 調査の依頼があり、一七〇〇で左記通り御用紙致一まテ	
記	
引取人住所氏名	
本籍 大連市神戸市蒲田	
加藤 昭子	
右の者は加藤輝雄の母なるの養女にて母なるは廿四年二月死しまテ	

外交史料館

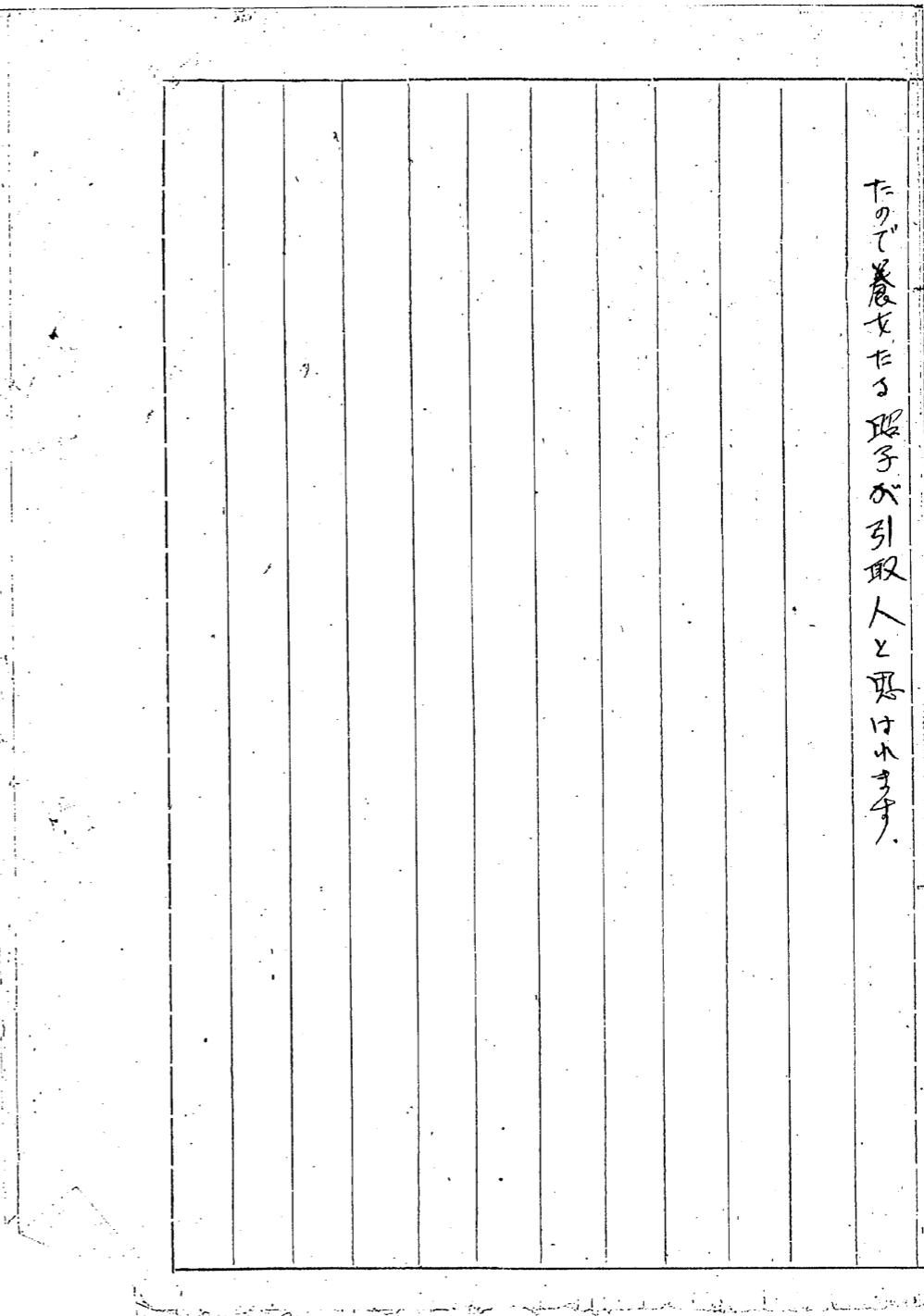
Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RG'-0007

02 13

國立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

本ページは非公開。



RG'-0007

02-14

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

3.2.0.2-1-3

管理番号	社復第319號
年月日	昭和二十四年七月六日
外務省管理局	引揚調查室長
貴室	ジルベ捷空之旨遺骨引取光賜今ハ同答 九月四日付管調第719號を以て照合ノ事 標記の件に付諸在籍調査セキ利明シ難く面却 致一虎ノ丸ガ左都事役一應周旋仰す
局上	
方	
名	

記入済 指定日

(外務省) 241051
36

RG'-0007

0215

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

本ページは非公開。

元名	佐藤						
改名	石松						
年上							
西洋家族							
伊勢							
松	松	松	松	松	松	松	松
大正							
母	母	母	母	母	母	母	母
佐藤トヨ							

RG'-0007

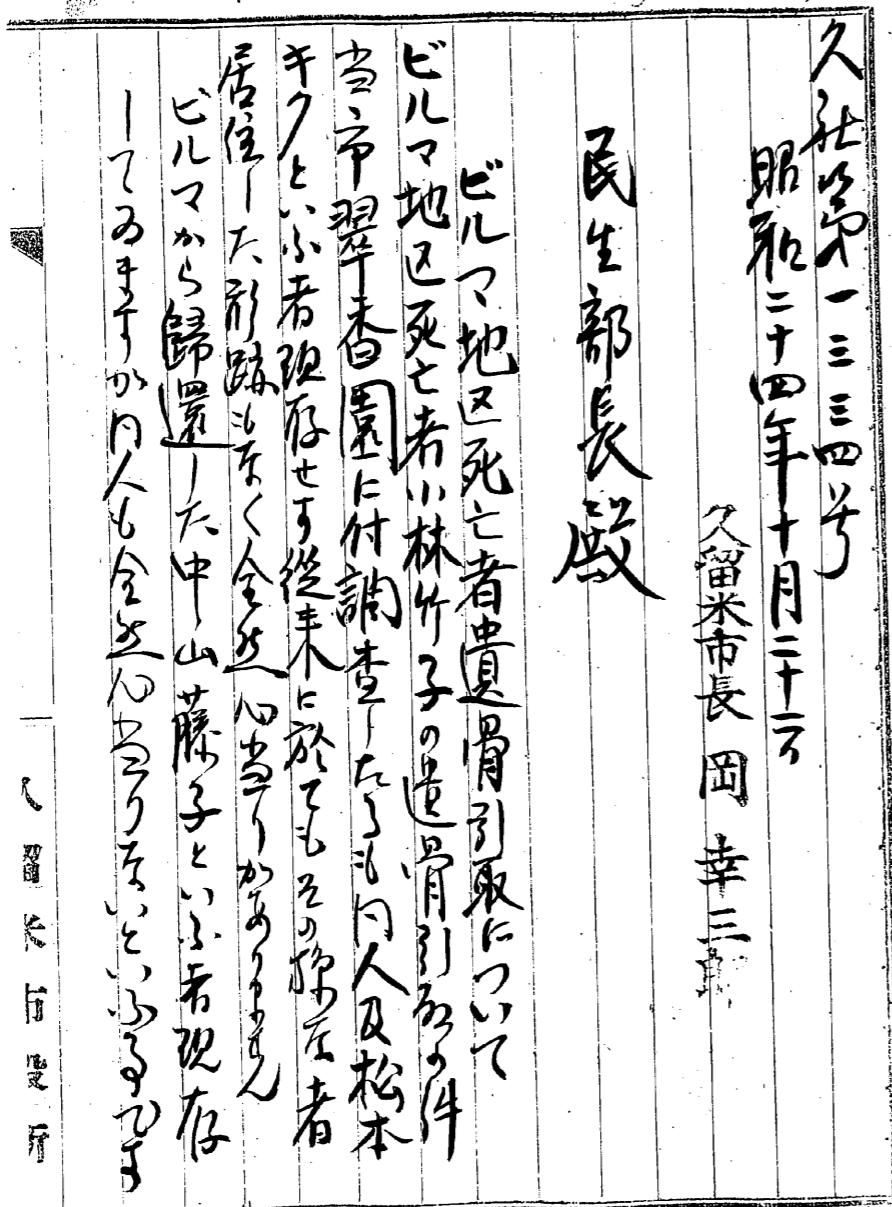
0216

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

本ページは非公開。



119

RG'-0007

0217

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

管

理局引揚調查室

讀人濟
十一月廿七日

三

和志第三一九五號

昭和二十四年十一月十四日

和歌山縣民生部長

93.2.0.2-1

九月二十四日 管調合第七一九號
ビルマ地区死亡者遺骨引

管調合第七十九號

七九號
公信社
以昭會

死者姓名 記
石原 一雄

室	主	副	企画統	庶務	所管
長	任	任	副主	班長	班長
死亡者氏名	記			石原一雄	
南					
長					
南					
長					

0218

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

日本軍 戰没者墓地に関する件
ラムダーン市郊外 タムウエー地区 (市の東北
方 大理山) にあり、日本人(墓地) (明治四十
年 江東 仁和寺) の日本人墓地 (一ノツブの樹の
林立する約五百坪) 長方形の墓地) 内に
昭和二十一年五月二日より軍生 (在) 建立
した「大東亞戰爭陣故英靈之碑」
があり、先般根本特使未顧の折
當時の責任者・陸軍中將本多政材の
依頼により自ら本官及在留邦人を
伴ひ参拜されたが、其後本官自ら
同墓地の管理責任者モーバタウニア
(Mr. Mr. Thamng, Care Taker,
T'hamne, Burial Ground Payson
Burrone) に面会し、為時の事情を
聴取され、又は今後の良好的な管理
を央す依頼 (未だ) (不承認旨)
を同人に寄附された。同墓地の寫真添付
の上此の段御報示する。

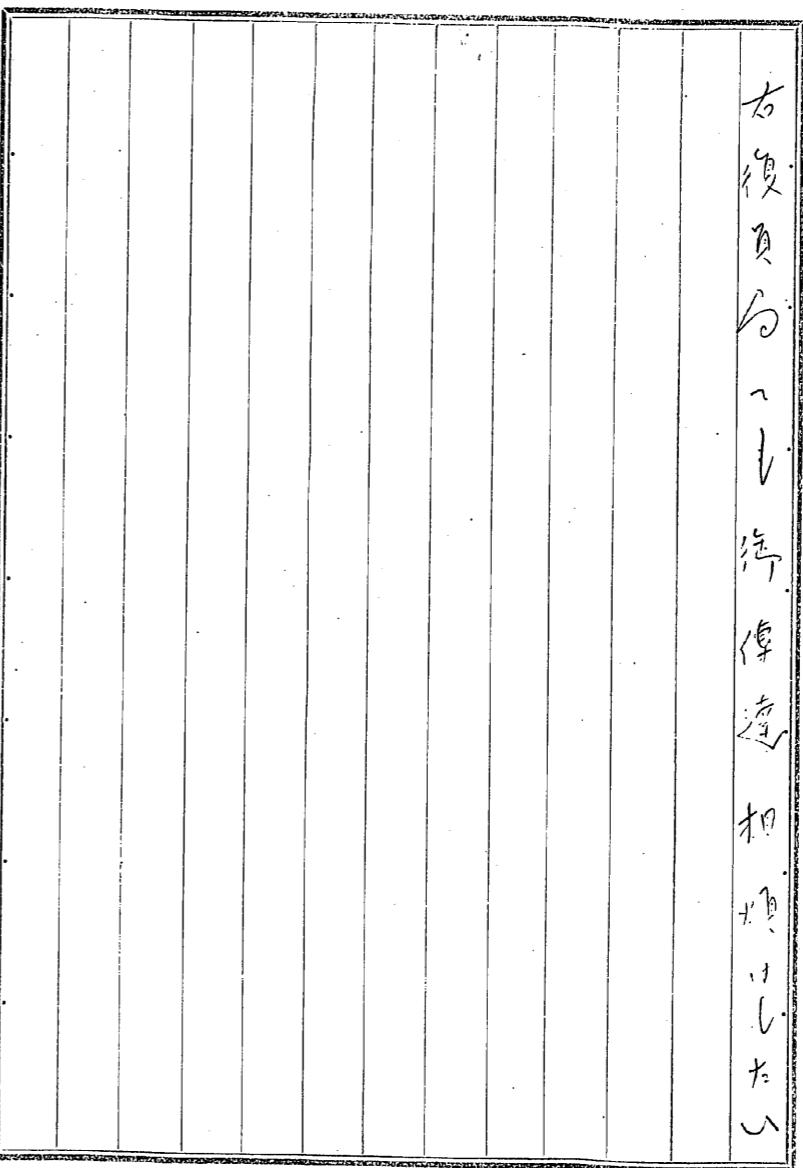
日本政府在外事務所

アシア高官 第五課長 主席事務官	
ハセキルモト	
昭和七年六月四日	
在ラムダーン日本政府在外事務所	
所長	服部比左
外務大臣岡崎勝男殿	
日本軍 戰没者墓地に関する件	
ラムダーン市郊外 タムウエー地区 (市の東北 方 大理山) にあり、日本人(墓地) (明治四十 年 江東 仁和寺) の日本人墓地 (一ノツブの樹の 林立する約五百坪) 長方形の墓地) 内に 昭和二十一年五月二日より軍生 (在) 建立	
記帳済	
了帳記	

日本政府在外事務所

RG-0007

0219



日本政府在外事務所

RG'-0007

0220

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RG'-0007

0221

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

端傳達事。委細右字に付。傍了知の上生え人へ
傳取計。ナリ五。
別席のランゲーションの公信字モニ御承用。9上
御と御名を御用。2年9月

RG'-0007

0222

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

5 36

RG'-0007

022

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

アシア課長 第五課長	
第三六六 號	昭和廿七年八月廿九日
在アシダラク日本政府在外事務所	所長 服部 比上
外務大臣岡崎勝男殿	
日本軍戦没者墓地に関する件	
七月五日付並五十六号をもつて查報方御申越の本件に關し、調査の結果別添報告書(英文)ニシテ送付する。なお、緬甸方面軍司令部ニ作成の大東亜戦争碑及英靈之碑、由來、字一部参考まで添付する。	

在閣貢日本政府在外事務所

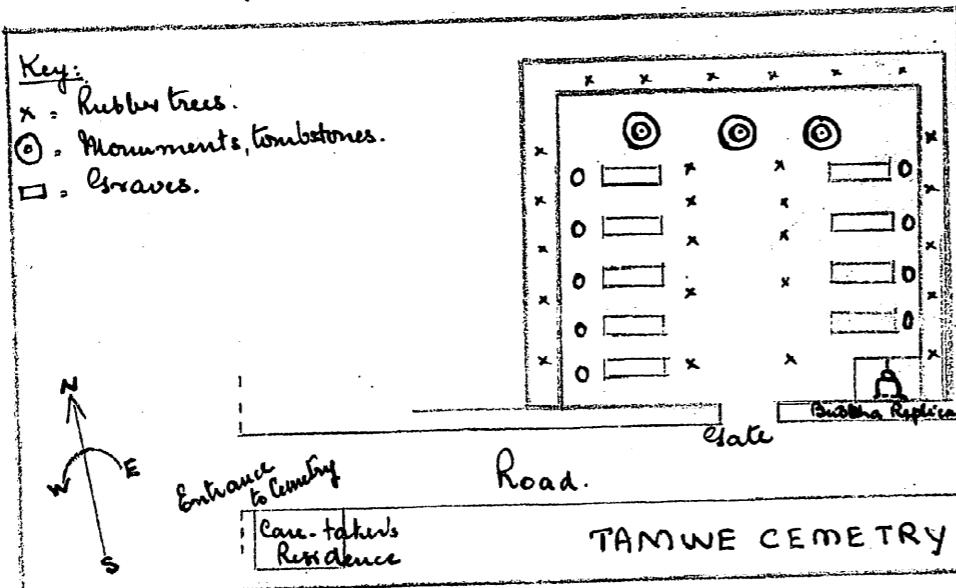
外務省
(官憲局)
(支那陸軍塔)
6. 右の日本戦没者遺骨、木製箱内附する復地化成の態より、 悉く信頼。
7. 日本軍占領地モニベタウニケムの關係、 スルノン慰霊塔等の現状。
8. 日本軍占領地モニベタウニケムの關係、 エナンガノン慰霊塔等の現状。
9. 日本軍占領地モニベタウニケムの關係、 スルノン慰霊塔等の現状。

RG'-0007

0224

REPORT ON THE JAPANESE GRAVEYARDS AND MONUMENTS AT TAMWE
CEMETRY RANGOON

The Tamwe Cemetery is situated on the northern outskirts of Rangoon Town and is not far from the Rangoon Race Course. In this Cemetery, which is about 1 mile square, all the various Communities of Rangoon Town bury their dead. Situated at a distance of about 200 yards from the entrance to the Cemetery, is the Japanese War Graves. It covers an area of 300 feet by 75 ft and is well fenced. The plot is well shaded by neat rows of rubber trees planted in and around the area. The diagram below will show that though the area is small in size, it has been well laid out and properly maintained.



The monuments shown in the diagram are constructed with brick & mortar on all the sides of the compound except on the southern side. It is said that this plot was reserved for purposes of burying Japanese dead even before the war; But no civilian was ever buried there. There is an image of the Lord Buddha at one corner under a wooden pandal. The move to erect the war graves to the memory of the Japanese soldiers, was first initiated by Major-General R. Sawamoto and his Assistant Major H. Kaetsu of the J.B.A.A. Adm: HQ., Rangoon.

They realised after investigation that owing to the units being on operations all over Burma, the war-graves were scattered in various places. Thus the present compound is somewhat of a mass-graveyard or joint tombs, for nearly

- 2 -

all Japanese war-dead though the tombstones and monuments may be of a small number.

However, with the idea of perpetuating the monuments, it was decided to erect them in brickwork and accordingly an application was made to one Mr. A.J. Hardy I/C Adm: B.C. HQ., Burma Command for the requisite materials. This application of Major-General Sawamoto was favourably considered, and the materials being received, the monuments were erected by the personnel of H.Q. JBAA., Rangoon.

The Tamwe Cemetery is at present supervised by one U Ba Thaung, appointed by the Rangoon Corporation. He is a man of quiet disposition, fairly educated and of 47 years of age. He was formerly of the Excise Department having worked in that Department as Sub-Inspector, and eventually joined the Rangoon Corporation, to hold the present post. He appears to be sincere and interested in his duties, judging from the maintenance of the various sections of the vast Cemetery. Further he was known to a good number of Japanese officials during the occupation of Burma. Below is reproduced a copy of a letter to him by Major-General Sawamoto, C.O., J.B.A.A., HQ., Rangoon.

J.B.A.A. ADM: HQ.
Ahlon, Rangoon
July 1947

To,

M. Ba Thaung,
Caretaker,
Tamwe.

Record of Jap-Joint-Tombs.

Sir,

I am glad to say that all the remaining Japanese forces in Burma will be repatriated before long. On this occasion I should like to request you that after their repatriation you would always keep our records of the joint tombs in the Japanese burial grounds. And it will be very much appreciated if you would see that any Japanese Visitor there in future should have a look at them and enter his name in the visitors book.

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RG'-0007

8225

In addition I beg to express my sincere wish that the friendship between Japan and Burma will be cordial forever through the kindness you have shown us in erecting the joint-tombs and the care you will kindly take of it hereafter.

Yours very respectfully,

Sd./- Maj:Gen: R. Sawamoto
C.O.S., J.B.A.A.

To this report is also attached relevant correspondence that were exchanged between Major-General R. Sawamoto and Mr. A.J. Hardy I/C of Admin: B.C. in connection with the erection of the joint-tombs at the Tamwe-Cemetery to the memory of the Japanese war-dead.

Copy of letter from Major-General R. Sawamoto to H.Q. Burma-Command (A)

Letter No.661

J.B.A.A. ADMIN: HQ.
Kokine, Rangoon
14th July, 1947

To,

HQ. Burma Command (A),
Rangoon.

Subject.- Application for the Materials for the Joint-Tombs of the Japanese Forces.

Sir,

Concerning the dead of Japanese in Burma, since the beginning of the war, we thoroughly investigated about the remains and graveyards and planned to erect tombs, but most of the dead were buried during the operation or while the units were moving. Consequently the burial grounds were scattered in various places in Burma, and it is quite difficult to build and maintain tombs in those places.

We wish to erect the Joint-Tombs to the memory of the death of the Japanese forces in Burma, at a Japanese Cemetery in Rangoon, instead of the scattered tombs in various places.

This we believe, is one of the most important duties of the HQ. J.B.A.A. to carry out, and we should like to erect it

according to the draft and at a place shown in the attached sheet. As we cannot get necessary materials we herewith beg to apply for your kind supply of them as under mentioned.

Bricks	-	2008 pieces
Broken Bricks	-	10 cub:metres
Fine Sand	-	5 " "
Cement	-	21 barrels

In the light of past experience, a wooden post will be carried away by Burmese and not be preserved for a long time, therefore we would like to make the tombs with bricks.

We beg to ask for your special consideration on supply of above materials.

The brick will be made by a J.S.P. Labour Party at Mingladon Camp and the tombs will be erected by personnel of the HQ. J.B.A.A.

Yours Very respectfully,

Maj: Gen: R. Sawamoto

Maj: H. Kaetsu

" TRUE COPY "

-oo-

No.2004/3/AL
HQ. Burma-Command
C/o G.P.O. Rangoon
28th April 1947

To,

J.B.A.A., HQ

Erection of Joint-Tomb

- (1) Sanction is granted for the erection of Joint-Tomb as requested.
- (2) You may draw the necessary stores on payment from Royal Engineers resource.
- (3) Will you supply all transport and labour required.

Sd./- A.J. Hardy
I/C Admin B.C.
Cent. 196

" TRUE COPY "

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RG'-0007

0226

WAR-GRAVES AT YENANGYAUNG DISTRICT

In the whole of Yenangyaung District, it has been verified that there are in all, four places or burial grounds where the Japanese war-dead have been interred. They are:-

- (1) 3 miles north-east of Yenangyaung, south of Yagyipyin Village.
- (2) North of Twingone Village, 3 miles south-west of Yenangyaung.
- (3) Wasakiyo, an open field 3 miles north-east of Yenangyaung.
- (4) Near Pinchaung Village, 4 miles north-west of Yenangyaung.

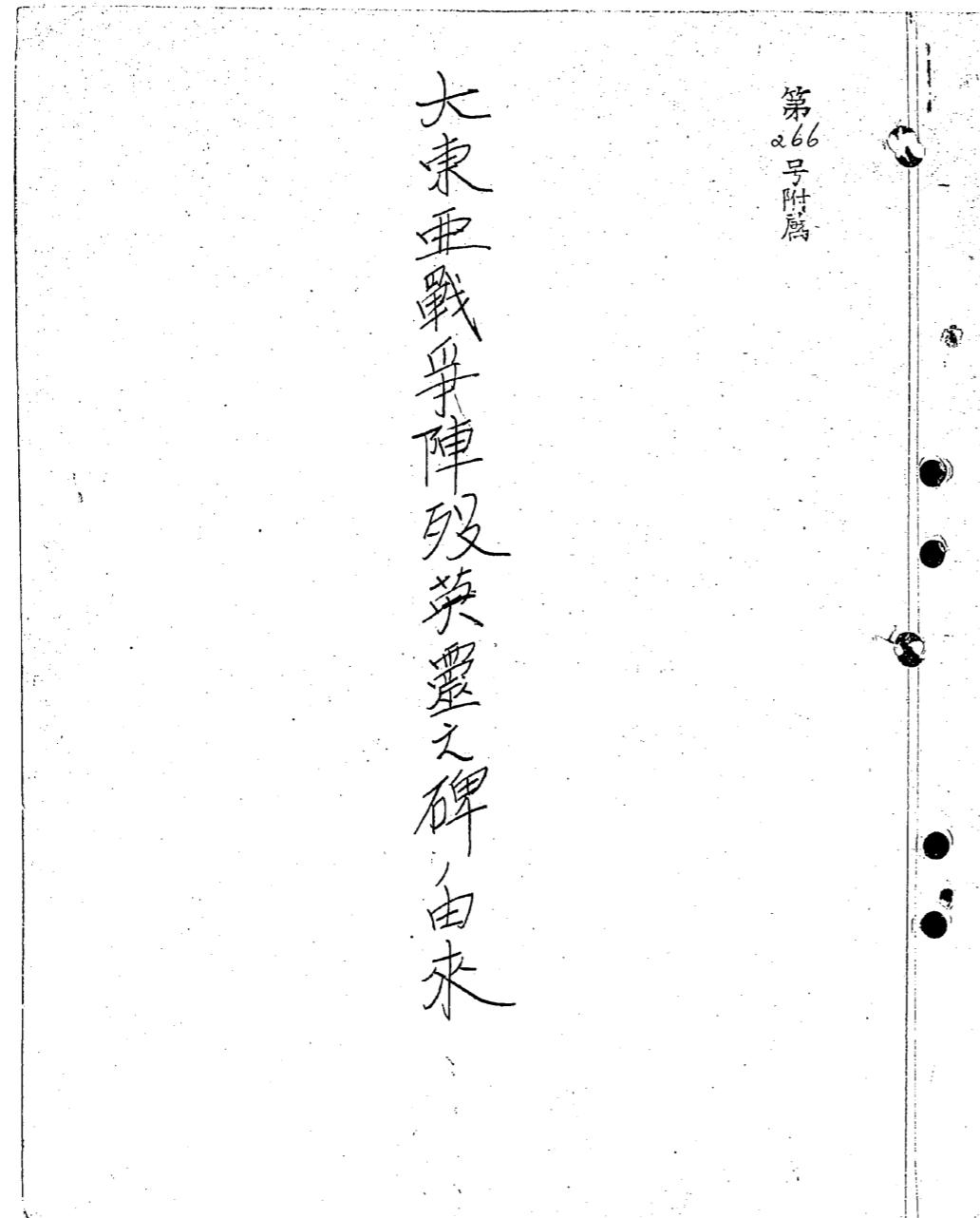
The main reason why these burial places are remote and quite distant from Yenangyaung is probably due to the obvious strategical importance of the town, being an oil extraction centre, and likely to attract the attention of Bombers of the Allied Forces.

Of the above war-graves, the ones at the first two villages are constructed with brickwork tomb-head-stones, and as a consequence are still in good conditions to-day; But those at the last two villages, were constructed with wooden-head-stones which have to-day deteriorated. All the areas are easily accessible.

WAR GRAVES AT TIDDIM-TAMU

It is learnt from a reliable source that although very fierce actions were fought out in this area and there were very high casualties on both sides, there is no monument or tombs to mark or distinguish the area where the Japanese war-dead were buried. It was also learnt that there was no monuments from the time of evacuation of the area to-date.

-00-



RG'-0007

0227

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

大東亜戦争陣歿英靈之碑由來

昭和二十二年八月

緬甸方面軍司令部



大東亜戦争陣歿英靈之碑由來

第一建設、經緯

緬甸ニ於ケル日本軍ハ昭和十六年十二月第十五軍が緬甸戡定作戰ヲ開始セシヨリ昭和二十年八月終戰ニ至ル間第三十一號作戰、怒江作戰、インペーク作戰雲南作戰「イラワヂ」會戰並「マイクテーラ」會戰ニ連續參加シ此、間十數萬ノ我が忠勇ナル將兵ハ或ハ鋒鏑ニ斃レ或ハ病魔ノ冒ス處トナリ陣歿セリ

緬甸方面軍人員損耗表附表、如シ

此等陣歿將兵ノ墓地ハ作戰が廣範圍ニ亘リタルト部隊移動ノ急全緬甸三散在シ終戰後其の維持極メテ困難ナリシヲ以テ蘭貢奴外「タマエ」日本人墓地ニ共同墓標ヲ建設シ以テ陣歿將兵ノ英靈ヲ慰ムルト共ニ将来日本民族發展、礎石トナサンガ為昭和二十三年一月緬甸方面軍司令部ヨリ之が建設ニ關シ英軍ニ頼出デ同年四月認可ヲ受ケ當時緬甸ニアリタル日本軍ハ英軍、

RG'-0007

0228

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

一建設主任者任
佐助監設計
手者督
手工大工
同右
同右
同右
同右
庄子中佐
鈴木少尉
宮西曹長
川大尉
大村畢曹
美濃畢曹
井口兵長
蘆田兵長

建設主任者及所要材料立記，如三

碑内一部二碑建設當時日本軍ニ於テ保管シテ外溢其靈万骨ヲ納骨セリ又昭和二十年四月蘭貢脇藩當時日本山妙法寺永井導師、保管シアリタル脚遺骨ヲ田村人墓地内一角(碑北方八米護謨樹間)一塙華向シタル後轉進セルヲ碑建設當時碑後方下面

碑建設、爲「アロニ」日本軍宿營地ヨリ固定建設奉仕隊技術者
ヲ含ミ十名其ノ他「コカイニ」及「モンキイボイン」日本軍宿營地ヨリ
各約十名、希望建設奉仕隊ヲ差出シ五月十四日ヨリ六月七日ニ
至ル間二六百人日、作業カラ使用シ附圖設計圖ノ如ク碑ヲ完成セリ
碑、題字ハ緬甸方面軍司令官代理本多中將揮毫セラル
碑、基礎及軸ラ煉瓦積トシテ「モルタール」ラ塗シテ仕上タリ

第二建設作業

管理下ニアリテ材料ノ手作業實施ニ幾多困難アリタル王同年
五月十四日著工昭和二十二年六月七日大東亜戰爭陣歿英靈之碑
ヲ完成セリ

翌六月八日緬甸方面軍司令官代理陸軍中將本多政材祭主トナ
蘭貢地區日本軍各部隊長、部隊代表遺族代表參集シ佛式ニ
依リ開眼法要並ニ慰靈祭ヲ舉行セリ

慰靈祭ニ於ケル方面軍司令官ノ祭詞附錄第一、如ク碑建設、
恩ノ曰英往復文書附錄第二、如ニ（此等事項
附錄ニハ英文報告書参照）

大東亜戦争総括方面軍人員損耗表

備考	消息不明者	生死不明者	死歿者	区分	附	長
					長	附
	4371	4746	13350	総括方面軍司令部 同直轄部隊		
	432	2269	1770	第28軍司令部 同直轄部隊		
	397	212	756	第33軍司令部 同直轄部隊		
	3237	491	14787	第18師団		
	1277	1157	12996	第31師団		
	1611	1494	1030	第49師団		
	2948	315	9259	第53師団		
	267	5301	6298	第54師団		
	2791	3617	9796	第55師団		
	16731	19602	75322	計		

生死不明者及消息不明者、相當數は死歿シアリト判断
セラレ本表、外終戦直前叢雲三轉進セル第十五軍第2
師団、第十三師団及第十六師団、死歿者五二組戦後、
死歿者七百三追加セバ總死歿者八千数萬トナリベシ

二 所要材料

煉瓦、二十枚、板、四枚、鐵板、二枚、

煉瓦屑、一セロ立方呎、セメント、一頃、セメント袋子、二個、

右材料ハ實費ヲ賠償額内ニ課入ヒコトナシ英工兵隊ヨリ受領セリ
碑建設ニ當リ當時荒廢シアリタル日本人墓地内陣歿將兵ノ埋葬
地ヲ清掃整理セリ

日本人墓地ニ於ケル陣歿將兵ノ埋葬状況附録第3ノ如シ

右石像花
同工官
同
鐵道第五聯隊
右
久保山伍長
遠山伍長
樺村伍長
長長

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RG'-0007

0230

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

附記第一 祭 詞

茲ニ大東亜戰爭ニ散華セル緬甸方面軍陣戦將兵碑
建設成リ壇ヲ緬甸國蘭貢日本人墓地ニ設ケ緬甸全域、忠
誠ヲ招シ慰靈祭ヲ舉行スニニ方リ謹ミテ在天ノ英靈ニ告グ
諸子ハ大東亜戰爭致名ト共ニ大節ヲ奉ジ萬里、波濤、泰緬、
峻嶺ヲ越ヘ一度大旆ヲ緬甸ノ地ニ進ヘルヤ忽チニシテ疾風枯
葉ヲ巻クガ如ク全緬甸ヲ戡定シ爾來或ハ遠ク印度「インペー」
ニ進攻シテハ神卅男子ノ萬丈、氣ヲ吐キ、或ハ雲南ノ地ニ衆敵
ヲ擊摧シテハ敵將ヲシテ我力忠烈ヲ讚嘆セシメ或ハ「コヒ
ノ山跡」アキヤブ「附近ニ頑敵ヲ擊破シテハ我ガ武威ニ摶伏セシメ
テ、壯烈鬼神ヲ泣カシメタリ」此ノ間諸子ハ瘴癘、地ニ補充補
給ノ乏シキニ堪ヘ裝備、懸隔ニ處セズ善戰敢鬪セルモ聖業
矣ニシテ或ハ鋒鏑三斃レ、或ハ病瘧ノ冒ス所トナリ、々幽冥境
ヲ異ニス然ルニ戰ハ我國ニ利アラズ勅ヲ奉ジ矛ヲ收ムルニ至リ

於戰後諸子ノ一部ハ過酷ナル勞作ノ中ニ新ニ鬼籍ニヘル
痛恨極リナシ

今や故國ノ山河ハ昔日ノ其ニアラズ恩ヒヲ諸子、遺族、身上ニ
致シ御ツテ我等緬甸ノ地ヲ去リシ後ハ戰場ニ墓守ル人モナキ
ヲ思ヘバ悲愁轉々タリ
然リト雖モ諸子が誠忠威烈ハ必ゞヤ後世皇國復興ノ礎石
トニテ萬古ニ不易タルベク亟緬甸諸民族ノ自覺ヲ促シ既ニ
庶幾ハ在天ノ英靈馨芳榮第トシテ來リ享ケヨ

各地ニ澎湃タル民族運動ヲ見ル

諸子ト共ニ慨々大義ニ生ケルヲ得ザリシ我等一同戮力協心誓
ツテ國體ヲ護持シ皇國復興ニ邁進シ以テ英靈ノ遺志ヲ繼承セン
廣義ノハ在天ノ英靈馨芳榮第トシテ來リ享ケヨ

昭和二十二年六月八日

緬甸方面軍司令官代理

陸軍中將^{正四位}
功二級 本多政材

RG'-0007

0231

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

附錄第三

日本人墓地三於ケル陣歿將兵埋葬狀況

蘭貢郊外「タマエ」日本人墓地へ明治四十年以來在緬甸日本居留民、墓地タリニが大東西戰爭終戰直前英軍ノ手ニノリシ日本軍戰死者約七十名ヲ同墓地ニ埋葬シアリタリ
終戰後復員迄ノ間ニ蘭貢附近ニテ死没セル日本軍得兵又同

墓地ハ終戦後荒廃シ墓標又土民、持去ニ處トナリ之が調査
困難ナリシモ判明セルモノ屬表ノ如シ

日本人墓地三於ケル日本軍將兵埋葬地一覽表									
								階級	氏名
58	57	56	55	54	38	37	36	35	33
同	同	同	同	第五十三節團病馬敵	—	同	同	同	同
59 ナシ)	同	同	同	步兵卯百十九聯隊	53 ナシ)	通信隊	步兵卯百十九聯隊	步兵卯百五十一聯隊	步兵卯百五十一聯隊
昭二〇、一一、二、	昭二〇、一一、三、	昭二〇、一二、一、	昭二〇、一二、一、	昭、二〇、一、九、九、	昭、二〇、一、九、九、	昭、二〇、一、九、九、	昭、二〇、一、九、九、	昭、二〇、一、九、九、	昭、二〇、一、九、九、
同	同	同	同	伍長	伍長	伍長	伍長	伍長	伍長
曹長	曹長	准尉	准尉	今井 章	井柳清次	平松益太郎	高橋 韶	源口忠雄	山岡貞次郎
平井一夫	平井一夫	本田昇	本田昇	章	清次	太郎	韶	忠雄	順太郎

174	173	172	170	169	168	167	166	164	163	142	141	140
十三						十三						ナシ
昭二二、三、二五、七、		昭二二、三、七		昭二二、一、二		昭二二、一、二						
同軍曹		同衛生軍曹		同准尉		同伍長		同准尉		同伍長		
舟橋明正		小林吉一		平子正二郎		龜田眞治		馬松芳男	八木謹三	猪股五郎		

139	135	134	131	130	127	126	118	117	115	114	62	61	60	
昭和二二、一、二六同伍長		昭和二二、一、二六同伍長		昭和二二、一、二六同伍長		昭和二二、一、二六同伍長		昭和二二、一、二六同伍長		昭和二二、一、二六同伍長		昭和二二、一、二六同伍長		昭和二二、一、二六同伍長
舟橋明正		小林吉一		平子正二郎		龜田眞治		馬松芳男	八木謹三	猪股五郎				

RG'-0007

0233

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

昭和二十年六月以降英軍ニヨリ蘭貢日本人墓地埋葬セラレシ者氏名

埋葬年月日	階級	氏 名	摘要	昭
20. 9. 6		FUROMOTO HIRAHSA		1.
20. 8. 1		NOBUTA KOSABURO	信田 肇三郎	12.
" "		MORIE TUNIRO	森井 常(純)郎	1.
" "	士	MARUZAWA SISTER	丸澤(足翁)6.28病船力ガム提弾 加ガタラ病船	同
20. 8. 2	士	SISTER KHODAMA	鬼玉(ヨシ)和歌山班日赤四	生
" "		TOYADA HITOZO	豊田ヒト藏	
20. 8. 6	上	MUYOSHI FUTINORI	三好 藩 刻	
" "		ARAI TARO	新井 太郎	
20. 8. 9	上	MAKI SEJI	眞誠治	
" "		SHIDOMI TORU		
" "		MANJWAMY		
" "		YAMAMOTO YOSHIO	山本 芳雄	
" "		IMAMURA KIGI	今村 敬二	
20. 8. 9.		MAZUMOTO	松本	
20. 8. 10		THAKAI CHOOSHII	高井	
" "	軍	TANAKA YOSHIO	田中 義雄	
" "		HIRONAGA	ヒロナガ	
20. 8. 11		YOKOYAMA YOSHIAKI	横山 義明	
" "		TAMANAKA SHIEGO	玉中 清吾	
" "		AKIYAMA NANNOSOISE	秋山 直義	

										178	177	176	175
										水	百	七	鐵道
										軍	九	兵	中
										曹	聯	站	部
										長	隊	院	隊
										昭	昭	昭	昭
										二	二	二	二
										六	六	六	六
										一	一	一	一
										九	九	九	九
										三	三	三	三
										同	同	同	同
										軍	軍	軍	軍
										曹	曹	曹	曹
										長	長	長	長
										湯	湯	湯	湯
										川	川	川	川
										清	清	清	清
										四	四	四	四
										郎	郎	郎	郎
										常	常	常	常
										夫	夫	夫	夫

RG'-0007

0234

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

20. 8. 11		HATAHOKO MASAYOSHI	正義
" "		TOBATA TSI MASA	戸畠 伸
20. 8. 12		OHAWMO SATO	
" "		TAKAGAW HIROMU	高川 弘
" "		MYAMANE TSUTOMU	
20. 8. 13	●	KOBAYASE YOSHIFUMI	小林 義文
20. 8. 14	●	KAN SUEICHI	菅 誠一
" "		YAMAGAWA MASAO	山川 正夫
20. 8. 15		UEDA HISAJIMAR	上田久次郎
" "		NAKATA NOBURO	中田信郎
" "		NOMURA ISAMU	野村 勇
" "		HANANURA RUNOSUKE	(源)花村魯之助
20. 8. 17		FUJITA NOBUO	藤田信夫
" "		INAGI KYOICHI	稲木喜代一
" "		FUKUNAGA ASAO	福永朝雄
20. 8. 19		NISHICHUS SEICHI	西九誠一
" "		OKAWABE HAJIME	岡邊 一
20. 8. 21		ISHIKAWA SOICHI	石川 伸一
20. 8. 23		YAMAZAE TAKEMI	山財武美
" "	(邦人)	TANABE CHUJIN	田辺忠人
20. 8. 27		ICHIKAWA KOZO	市川孝三
" "		MURAKAMI TATDAO	村上忠雄

20. 8. 28		NAITO HIDENORE	内藤秀信
20. 9. 1		SASAYM TSUKOJIRO	笠山 久次郎
20. 9. 14		KAWAMOTO SHICHIRO	川本繁一郎
20. 9. 24		OKADA SUSUMU	岡田進
20. 9. 29		OUCHITU KANASA	
20. 9. 29		YAMASAHI GIHZO	山崎義造
20. 10. 4		MIYAMOTO TERUHIDE	宮本輝秀
" "		OSASHI WATARO	大沢
20. 11. 9		NISHIKAWA NOBOJI	西川信次
20. 11. 10		IKARI ICHORI	井狩一郎
" "		IMIN AKIRA	黒見
20. 11. 15		OKAMOTO SHINGAO	岡本繁
20. 11. 19		TANABE RYNI	田辺?
20. 11. 30		MIRAI KMZIU	村井?

RG'-0007

0236

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

日本人墓地墓標調査表(但:陵墓ニヨリ埋没セラ)
レシ者:ミニスル

埋没死年月日階級	氏名	所属部隊其他
	KUITATUMIO	34 BU. SS. 45
	OKOBAYASHI YOSHIMIK	58. 15
?		3G BU
JAPANESE	UNKNOWN	45 GRU
"		"
"		"
YAMANAKA TOSHIOKI	168 INF REGT POW/6 ASUR	
PTE OKATAK ISMA	21 BRIDGE B.C.J. POW 45 GRU	
UHIGASHI KAZUO	28. 7. 45	
KARSEMA	3GRU. 28. 7. 45	
UETA UKASE	245 7. 45 3GRU	
AKAGAWA HIROJI	3GUR 31. 7. 45	
KUIHARE	287. 45. 3GUR	
IAKESHITA MAOTOMI	12S. 45 3GRU	
CL PTE KAN SOEICH	55D 143 I III MG 1268/1229	
	12 N4N V GR UNIT 1835/1791	
OEP	八埋葬者氏名簿ト一致; Pル者	

RG'-0007

0237

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

佛

堂

物置屋

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0238

路

道

央

中

148	
177	176
174	175
173	172
170	171
169	168
166	167
165	164
162	163
161	160
159	159
157	158
154	155
153	152
150	151
149	148
146	147
145	144
142	143
141	140
138	139
137	136
134	135
133	132
130	131
129	128
126	127
125	124
122	123
121	120
118	119
117	116
114	115
113	112
100	111
109	108
106	107
105	104
102	103
101	100
98	99
97	96
94	95

24	
25	11
26	2
27	12
28	3
29	4
30	5
31	6
32	7
33	8
34	9
35	10
36	11
37	12
38	13
39	14
40	15
41	16
42	17
43	18
44	19
45	20
46	21
47	22
48	23
49	24

1	
2	1
3	2
4	3
5	4
6	5
7	6
8	7
9	8
10	9
11	10
12	11

RG'-0007

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RG'-0007

0239

大東亜戦争陳歴
英靈之碑

火葬場

路	津	火
59	44	45
60	45	46
52	46	47
53	47	48
54	48	49
55	49	50
56	50	51
57	51	52
58	52	53
59	53	54
60	54	55
61	55	56
62	56	57
63	57	58
64	58	59
65	59	60
66	60	61
67	61	62
68	62	63
69	63	64
70	64	65
71	65	66
72	66	67
73	67	68
74	68	69
75	69	70
76	70	71
77	71	72
78	72	73
79	73	74
80	74	75
81	75	76
82	76	77
83	77	78
84	78	79
85	79	80
86	80	81
87	81	82
88	82	83
89	83	84
90	84	85
91	85	86
92	86	87
93	87	88
94	88	89
95	89	90
96	90	91
97	91	92
98	92	93
99	93	94
00	94	95
01	95	96
02	96	97
03	97	98
04	98	99
05	99	00
06	00	01
07	01	02
08	02	03
09	03	04
10	04	05
11	05	06
12	06	07
13	07	08
14	08	09
15	09	10
16	10	11
17	11	12
18	12	13
19	13	14
20	14	15
21	15	16
22	16	17
23	17	18
24	18	19
25	19	20
26	20	21
27	21	22
28	22	23
29	23	24
30	24	25
31	25	26
32	26	27
33	27	28
34	28	29
35	29	30
36	30	31
37	31	32
38	32	33
39	33	34
40	34	35
41	35	36
42	36	37
43	37	38
44	38	39
45	39	40
46	40	41
47	41	42
48	42	43
49	43	44
50	44	45
51	45	46
52	46	47
53	47	48
54	48	49
55	49	50
56	50	51
57	51	52
58	52	53
59	53	54
60	54	55
61	55	56
62	56	57
63	57	58
64	58	59
65	59	60
66	60	61
67	61	62
68	62	63
69	63	64
70	64	65
71	65	66
72	66	67
73	67	68
74	68	69
75	69	70
76	70	71
77	71	72
78	72	73
79	73	74
80	74	75
81	75	76
82	76	77
83	77	78
84	78	79
85	79	80
86	80	81
87	81	82
88	82	83
89	83	84
90	84	85
91	85	86
92	86	87
93	87	88
94	88	89
95	89	90
96	90	91
97	91	92
98	92	93
99	93	94
00	94	95
01	95	96
02	96	97
03	97	98
04	98	99
05	99	00
06	00	01
07	01	02
08	02	03
09	03	04
10	04	05
11	05	06
12	06	07
13	07	08
14	08	09
15	09	10
16	10	11
17	11	12
18	12	13
19	13	14
20	14	15
21	15	16
22	16	17
23	17	18
24	18	19
25	19	20
26	20	21
27	21	22
28	22	23
29	23	24
30	24	25
31	25	26
32	26	27
33	27	28
34	28	29
35	29	30
36	30	31
37	31	32
38	32	33
39	33	34
40	34	35
41	35	36
42	36	37
43	37	38
44	38	39
45	39	40
46	40	41
47	41	42
48	42	43
49	43	44
50	44	45
51	45	46
52	46	47
53	47	48
54	48	49
55	49	50
56	50	51
57	51	52
58	52	53
59	53	54
60	54	55
61	55	56
62	56	57
63	57	58
64	58	59
65	59	60
66	60	61
67	61	62
68	62	63
69	63	64
70	64	65
71	65	66
72	66	67
73	67	68
74	68	69
75	69	70
76	70	71
77	71	72
78	72	73
79	73	74
80	74	75
81	75	76
82	76	77
83	77	78
84	78	79
85	79	80
86	80	81
87	81	82
88	82	83
89	83	84
90	84	85
91	85	86
92	86	87
93	87	88
94	88	89
95	89	90
96	90	91
97	91	92
98	92	93
99	93	94
00	94	95
01	95	96
02	96	97
03	97	98
04	98	99
05	99	00
06	00	01
07	01	02
08	02	03
09	03	04
10	04	05
11	05	06
12	06	07
13	07	08
14	08	09
15	09	10
16	10	11
17	11	12
18	12	13
19	13	14
20	14	15
21	15	16
22	16	17
23	17	18
24	18	19
25	19	20
26	20	21
27	21	22
28	22	23
29	23	24
30	24	25
31	25	26
32	26	27
33	27	28
34	28	29
35	29	30
3		

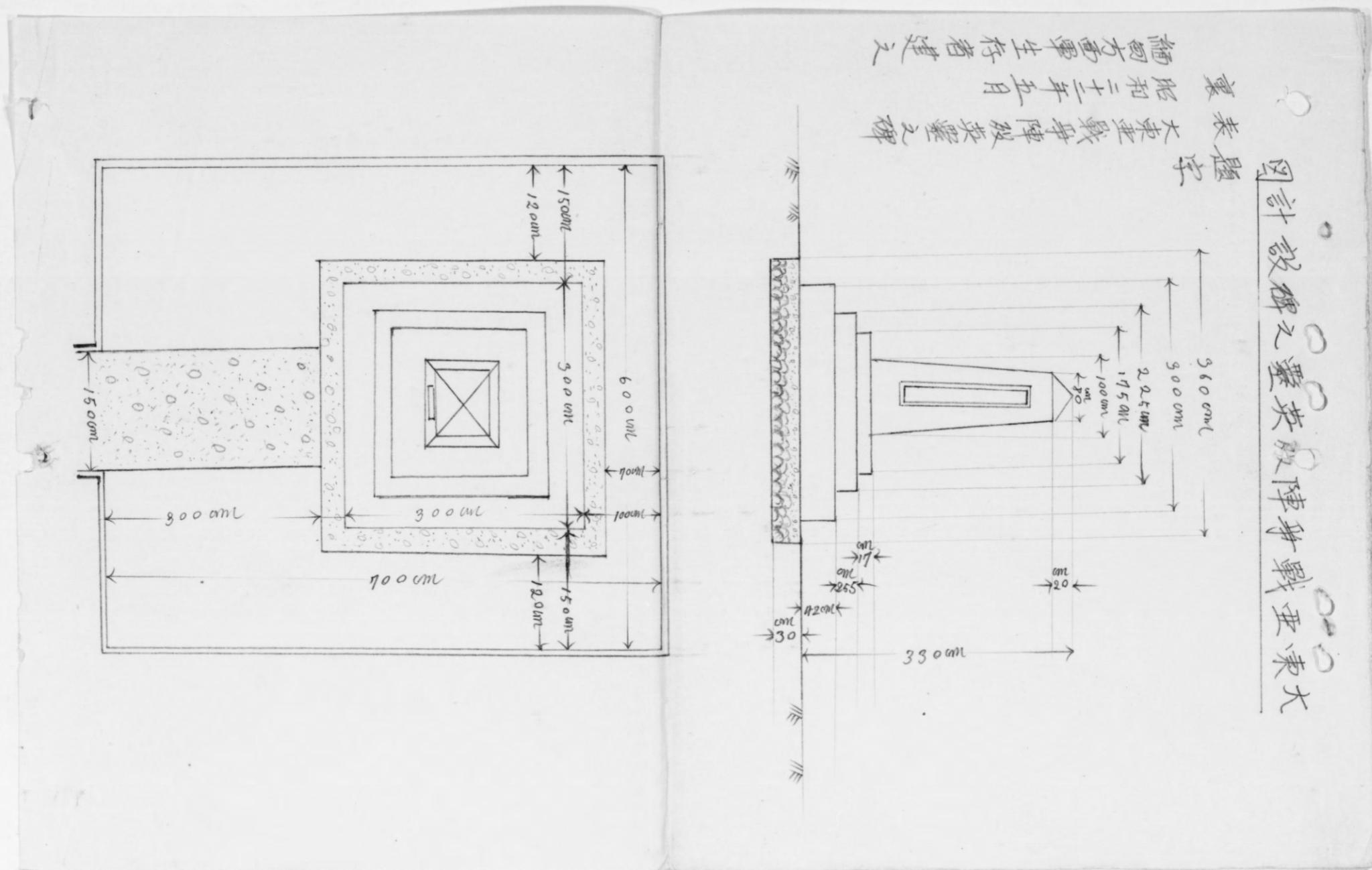
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

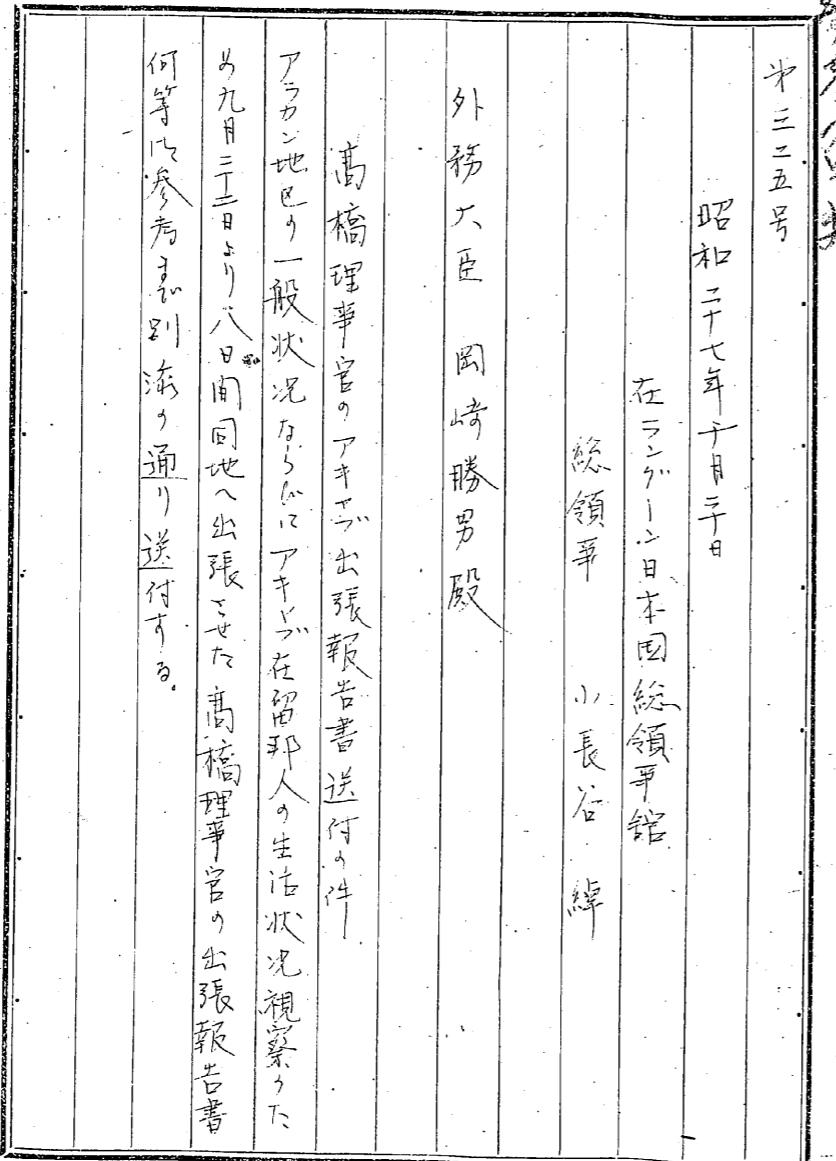
Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



RG'-0007

0240



RG'-0007

0241

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

發信用執務用		1105	
主信	1 2 3	会計課長	アシア団課長
附 甲		事務官	
乙		会計課長	
丙		主計部長	
丁		主計部長	
備考			
公 信 案			
外 事 務 省			
文書課發送日	昭和廿八年四月九日	文書課長	
主 任 アシア団長	才五課長	文書課長	
管 理 五 第 三 号 昭和 廿八年四月九日	昭和 廿八年四月九日	文書課長	
件 名 ラジオニ市所在日本人墓地維持管理に関する件	件 名 ト勢大臣	件 名 ト勢大臣	
先付送写		記 録 件 名 ト勢大臣	
名 人 信 受 アシア団長 在ラングーン 小長谷總領事	名 人 信 發 アシア団長 在ラングーン 小長谷總領事	名 人 信 發 アシア団長 在ラングーン 小長谷總領事	
9	45		

七、旧日本軍人戦没者記念碑
アキナハ島の最南端通称ヒーチボイントに十五粧砲(?)一門を
配し高さ約四尺ウロ座を自然石と毛石でメニトで固めた記念碑
リ、中央の木柱は根元より切取られており、中継を知る術も付して
瓦の語を示すれば日本軍駐屯中戦没した高級指揮官を埋葬し
て其上に前記台座をつくり立可角木柱の墓標(?)を建立
て日本軍進入後これを切り棄てたりたゞ云う。山側は丸を取除
く意表は付の模様である。これは閣にて七月五日付亞才立六号貴信
才あり復貴百ヘ連絡り上若し建立當時の事情を判明する所
お今後此の保護管理につひんマ側ヒテ折衝上は要る資料も付
シウセ考えた。なおアラカン地区に付する旧日本軍人墓地残存處にて
監察其の他に訊いたが現在まで判明してゐる者は少く。

貴省全般に亘る問題として、二月二十九日付往信並五
合の四七号函も送付し、尙候業外也。あ
貴省墓地の整理方針と実施要領に関する
基づき處理する方針と何乞う。從て、貴省内遷
墓地の統一集中整備作業は厚生省をして担当せ一の
事に付、貴信によるタヒニ墓地及びチヨンド
ラ墓地の改修工事は、同省が必ず何の計算措置を講
初段、(貴信の申請せられたる通り) 起日としては一日七日
外務省

RG'-0007

0243

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0244

アジア局長

アジア局第二課課長

件にアマゾンの骨収集に用いた件

内閣

内閣

30.6.4
第一課

本件五月二十九日衆議院オ三会議室オ二会議室
お行け打合前に出席したところ既済左より。

出席者

高田義
中馬義
梅橋義

原吉
田島
三浦
小内
平野
反

若井全
近畿
柳井
外
日赤
井戸
外
平

外務省



経済

二、 協議内容	(1) 沿海情況 (2) 文通事情 (3) その他遠洋航行、英露奉賄金開港者等二十名
大體上の条件 (4) ヒルマヘリ貴 (5) 付する参考方	(1) 中馬義 アマゾンの骨収集に用いた件 (2) 沿海情況 (3) 文通事情 (4) その他遠洋航行、英露奉賄金開港者等二十名
大體上の条件 (4) ヒルマヘリ貴 (5) 付する参考方	(1) 中馬義 アマゾンの骨収集に用いた件 (2) 沿海情況 (3) 文通事情 (4) その他遠洋航行、英露奉賄金開港者等二十名
大體上の条件 (4) ヒルマヘリ貴 (5) 付する参考方	(1) 中馬義 アマゾンの骨収集に用いた件 (2) 沿海情況 (3) 文通事情 (4) その他遠洋航行、英露奉賄金開港者等二十名

外務省

RG'-0007

(1) 朝鮮半島の北側に位置する、朝鮮半島の北側に位置する。
 (2) 朝鮮半島の北側に位置する、朝鮮半島の北側に位置する。
 (3) 朝鮮半島の北側に位置する、朝鮮半島の北側に位置する。
 (4) 朝鮮半島の北側に位置する、朝鮮半島の北側に位置する。
 (5) 朝鮮半島の北側に位置する、朝鮮半島の北側に位置する。

外務省

(1) 中馬連合は今後も進行方向を改めず、またも提携を強めようとした。
 (2) 日赤、全日本化成、日本通運等が協力を得て、
 (3) 奥地における貴重な収集状況等と並んで、
 (4) 中馬連合は今後も進行方向を改めず、またも提携を強めようとした。
 (5) 奥地における貴重な収集状況等と並んで、
 (6) 美國が

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RG'-0007

0245

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

			吉田四三二
(2)	宮廷主体は日本政府機関とし、宮内省は小内省に		
(4)	擁護局三浦喜助(旧内大臣)宣傳參謀(カリ		
中	者七八十人にかけの戦死者は十六万五千名で、その		
	中・南部ヒルマ・ラレクーン近傍は合計八万五千		
	外務省		

(1) 沿海状況は完全にちが、漸次良くなつてゐる。沿岸事情故に躊躇する必要はない。
 但し、江南の中部ヒルマ地区及びサヘルイ、アシタニ
 ノ河、レフタン河、下流タントン地区はまだ沿岸の悪、
 カチン州、シャン州、ラバーネ近傍、主要都市
 十九省内等流れる良い地域から開始し、沿岸悪
 リ地帯は、乞ナ回復次第延長して行くやリ方があ
 外務省

は政社はやつて書うか。西南省9方も一諸12やは
 政社だけとも言えぬ、と述べた。
 (六) 高園議員の件はシアティウ
 (五) 遣官費集のための入件費は政行支由にあらず
 か、記念塔や旅費用をひは民間の事はまつ
 要も無い。旅費には旅、参議院、日本赤
 青旅、全日本旅、英支奉賄公海外
 外務省

ぐうじ送迎しきるから、現在未處理今はイハレ
 路線シタン河流域地帶の八方9見込云あ
 (五) 日本側より
 (1) 仕事の上に付いやつて書う
 (2) 諸旨は搭擋のうべきの而下協力する
 てり意見開陳あり、たゞ付高園議員は原則
 69
 12

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

(1) 本件今議は、何の生者とは、東洋詳説の連絡局、 南洋大丸九十九四〇、ミシシッピ州、中華人民共和国、 之は黒川氏九十九四〇、航空參謀であつたとしても、何等 アーリーに参加したことを認め難い。又、貴	あるよう発起人会と組織する」と 等を申し合せました。	(2) 落成式は上り月十日午後二時	(3) 沿岸四面連絡所を各地本領事にす。	(4) 落成式のナニヤー固有は、政府が日本を遂行 し得るため、且ち有力な活動的支那効力固有	抑留者被出日民運動が本部、ヒューストン張者と多く 立た付騒動事、アジア協会、日浦協会報道 機内等広範囲に依頼するなど
(5) 東洋人会は上り月十日午後二時	(6) 沿岸四面連絡所を各地本領事にす。	(7) 落成式は上り月十日午後二時	(8) 沿岸四面連絡所を各地本領事にす。	(9) 沿岸四面連絡所を各地本領事にす。	(10) 沿岸四面連絡所を各地本領事にす。
(11) 本件今議は、何の生者とは、東洋詳説の連絡局、 南洋大丸九十九四〇、ミシシッピ州、中華人民共和国、 之は黒川氏九十九四〇、航空參謀であつたとしても、何等 アーリーに参加したことを認め難い。又、貴	あるよう発起人会と組織する」と 等を申し合せました。	(12) 落成式は上り月十日午後二時	(13) 沿岸四面連絡所を各地本領事にす。	(14) 沿岸四面連絡所を各地本領事にす。	(15) 沿岸四面連絡所を各地本領事にす。
(16) 本件今議は、何の生者とは、東洋詳説の連絡局、 南洋大丸九十九四〇、ミシシッピ州、中華人民共和国、 之は黒川氏九十九四〇、航空參謀であつたとしても、何等 アーリーに参加したことを認め難い。又、貴	あるよう発起人会と組織する」と 等を申し合せました。	(17) 落成式は上り月十日午後二時	(18) 沿岸四面連絡所を各地本領事にす。	(19) 沿岸四面連絡所を各地本領事にす。	(20) 沿岸四面連絡所を各地本領事にす。

RG'-0007

0248

付に協力する体制に指導すること
 (2) いにアリ集団も、慰靈奉行は、ヒ
 不協会。これが、宣傳協会とか、最近流行る
 こと現れました。ヒマ内諸団体が、連携を取
 りとめた社会的影響力をねらつて、この事実
 蓋りし人たる者、衆多団体が、美名にかくわへ、色々
 な事件の後ろで意味からしいと、二九

外務省

向きを政治的にしたり、過(ひ)る年月は、便(びん)りして
 ヒマに出来た場所を他のことを考へるに非(ひ)ず
 て思われる顔も見え、もう大變成しかかる要
 ありと考えられた。しかし、本件打合會からせん
 の關係は、政治的背景を多く分に持つており、事実の
 性質からもこれを本筋として扱(あつ)うわけにはいか
 えずだけ、是の運動を統一化させ、政府が実施す
 る

外務省

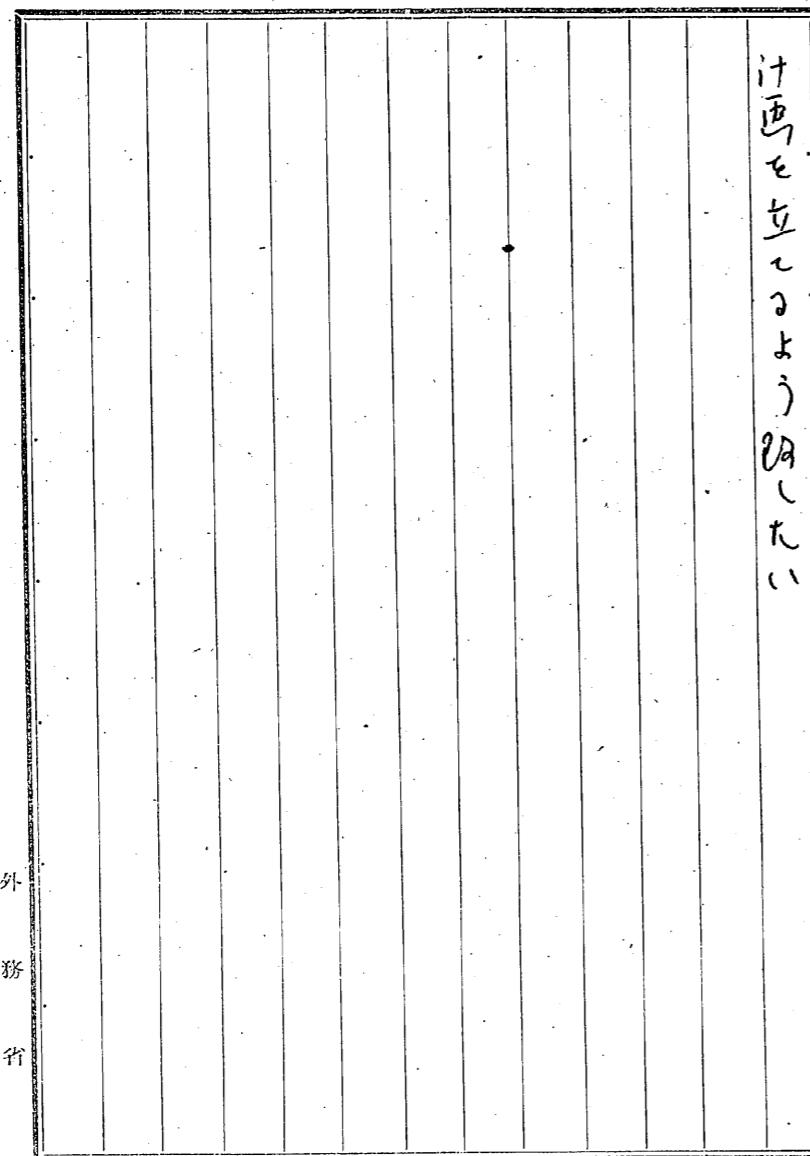
RG'-0007

0249

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan



計画を立てようと思つた

局主者と協議の上、即急、印社として実施する方針
の方針を固めし、早急に着手することとする。
(3) 貴局岐阜の方をとし、英日は、在通英日大使
設が、在留英日人一名を嘱託し、一九五三年から二年
計画を始めること。日本側にも従うに国内宣伝
の効果をねらうと、英日連携をなく、地道な実施

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

第四二四号

昭和三十年六月一日 在ビルマ

特命全權大使 太田三

外務大臣 重光葵 殿



000393

ラングーン市内戦没者墓碑に関する件
本年一月当國States Timber Boardよりラングーン市内東南約二哩ダニドウ(Dumidaw)所在同局第三製材所(No.3, Saw Mill)構内に古くから日本人墓碑があり、同所構内通路拡張のため、これが取除方にについて当館に申入れがあつた。
右碑は高さ約五〇センチのコンクリートを土台とし、約三米の木材の角柱を使用してあり、長年月を経過し風雨に暴されていた為碑面の文字は全く消滅しており、僅かにその側面の「昭和十九年十一月二十八日建之」の文字のみが判読し得る状態である。

在ビルマ日本國大使館

記帳済

爆死した日本人
終業後とあ林道
合で葬り墓碑
を立てらもりと
思ふ
河野

右につき戦時中当地に在住していたと思はれる二、三の在留日本人につき聞合せたるところ、同所は當時日本軍管理木材組合として使用していたが、被爆により死亡せる同所従業員を関係日本人の手により埋葬し、殉難碑を建てたものと思はれるも、同所従業員の全部は現地人をもつてこれに充てており、當時日本人は一人も居なかつた筈であるとの趣である。
また一方Board側においては当時の状況を判断するも死亡者があつたとは考へられず。右は単なる紀念碑に過ぎざるものと認められるにつき、廃棄方しかるべきを勧奨している次第である。

目下のところ当時の事情を知悉しめる者は見当らず。右はいづれも臆測の域を出でていないので、当館としては本件を慎重検討の上処理すべく一応ラングーン市当局に右掘覆及び移転許可方を申請していたが、この程許可を取付けたので、早速右作業に着手せしめたところ、碑柱真下一米程の地下に頭骨を含め若干の人骨一二乃至三体分が発見された。もとより日本人の生死は不明なるも、墓標の形態、埋骨の状態及び時期的状態から見て戦没

在ビルマ日本國大使館

RG-0007

0251

文書課発送日	昭和零六年六月九日	
主担当者	アシジア局長	アシジア局第四課長
受取人	在ヒルマ	在ヒルマ
件名	ヒルマ戦後者の遺品の収集	ヒルマ戦後者の遺品の収集
先付送写		
件名	ヒルマ戦後者の遺品の収集	ヒルマ戦後者の遺品の収集
記録登記人名	大日本大使	大日本大使
附屬	七	七
正(原稿)	30年6月4日起草	(净書)
外務省	記帳	8 166

日本軍人とも認められるので、一應墓碑と共に之を当地タムエ日本人墓地に移葬することゝし、同墓地内正面北側に納骨し。五月十三日付貴信情三第八〇号をもつて当國に派遣目下留学中の僧侶一行を招き供養を行つた。
右に關し復員局等關係の向にお問合せの上、何等かの手掛け等あらば御通報相煩したく此段報告申上げる。

在ビルマ日本國大使館

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RG'-0007

0252

公 信 案

外 務 省

扶桑同人會、日本化學會、日本、日本遺傳學會、其他
國外諸團體が中心なる事件促進のため相馬
駒力友団体(を)に協成(す)る見込にて、其該团
体は今夏又、又念既近日、鑑同會理(は)れ
直接(傳)付、眾般者遺(留)擱集及(而)靈鑑
する事(有)り。本件事業(性質)上二

公 信 案

外 務 省

側にありもせば実施のための固(定)成(立)勅(チ)
ある次第は、新文報道によて既に承知(し)て
と存する。例えは、ビルマ協会、日通善隣協会
等最近時流(トキフロウ)にマ開(カ)通(ツ)満(マツ)ニ
事件(件)が遺(リ)骨(クモリ)のための社会的影響力をね
らつて、二月(ツバサ)より事某汗(タケリリ)ナ、英(イギリス)
かく小(コトハ)て色々(タラタラ)画(アラカル)セ(シ)テ
の外、景(景)氣(氣)引(アラカル)

RG'-0007

0253

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

も持つ事のようだ。

二、ミシナ、マニラーその他主要取扱地は石炭
かハコタクスルが急急塔と建てて居る。

三、ある地には日本汽船設置者だけなく、当時、日
本貨物輸入したヒマ人、イントラ人等の
輸送業者も莫大な法要を有せない。

四、西南省のモロコシマントからツツジササの得

(2) 一、(2) 貨物収集が困難の場合は取扱上、
外 務 省

(2) (2) 前記固体物質準備打合會におりは次づ如く
加配り上げられ 摂取する。

二、前記固体物質準備打合會におりは次づ如く
として是 第算算並其他の事情を勘案上、適当
万時機に移付施方考慮中である。

モロコシマントで輸出する。

公 信 案

大部 分
あり

(一) カン地近業ハカ五干名は既に送還す²²、現在未
處理²³印はカチンステート、チンドウイン²⁴地域、方
ダニ地²⁵、シャンステート、レフタン²⁶流域等で約
八万体²⁷見込²⁸ある。

周²⁹信³⁰用³¹と³²は

(二) 捷要³³たのとおり³⁴シテ³⁵たとえ、遺骨を地
道³⁶の方³⁷を收集するニ³⁸が困難である。一名ニ
水に着³⁹し、併せ⁴⁰慰⁴¹靈⁴²奉⁴³、記念塔⁴⁴建立等

外 務 省

收集⁴⁵す
(三) 復⁴⁶歸⁴⁷者⁴⁸説⁴⁹によれば、當時ヒルアにおける戰
没者概數十六万五千名⁵⁰、右戰死者⁵¹トシ⁵²
一ノ⁵³南⁵⁴ランターン⁵⁵までの沿線、アラカ⁵⁶附近、アラ⁵⁷

RG'-0007 | 0255

外交史料館
Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

公 信 案

慰へ靈舉を行ひ三と差よなきや

三、現行の沿海上に(三)より、主要地理地域中で人

口カイレ路ハ一ノ在住の英口人 Mr. Watsonを除

ヒテ、英口側敗死者の遺骨をラングーンに收集申

の事につりは在実施の状況ならびにヒルマ政府の

執行ニにより、遺骨を統合して専用の車輌にて搬送
されたり立派の運送つき、在東情ゆゑ承相成り
左記の段に因し、此令式に當任日本は注意を
打診上早回摺ありた
一、本件遺骨收集に因し、ヒルマ政府の同意
並に協力を得らる
二、該地における石碑及念物等の建立あるいは

外務省

二十九日付の協力旅々等併せて内查報ありま。

濟帳記

14 23

RG'-0007

8257

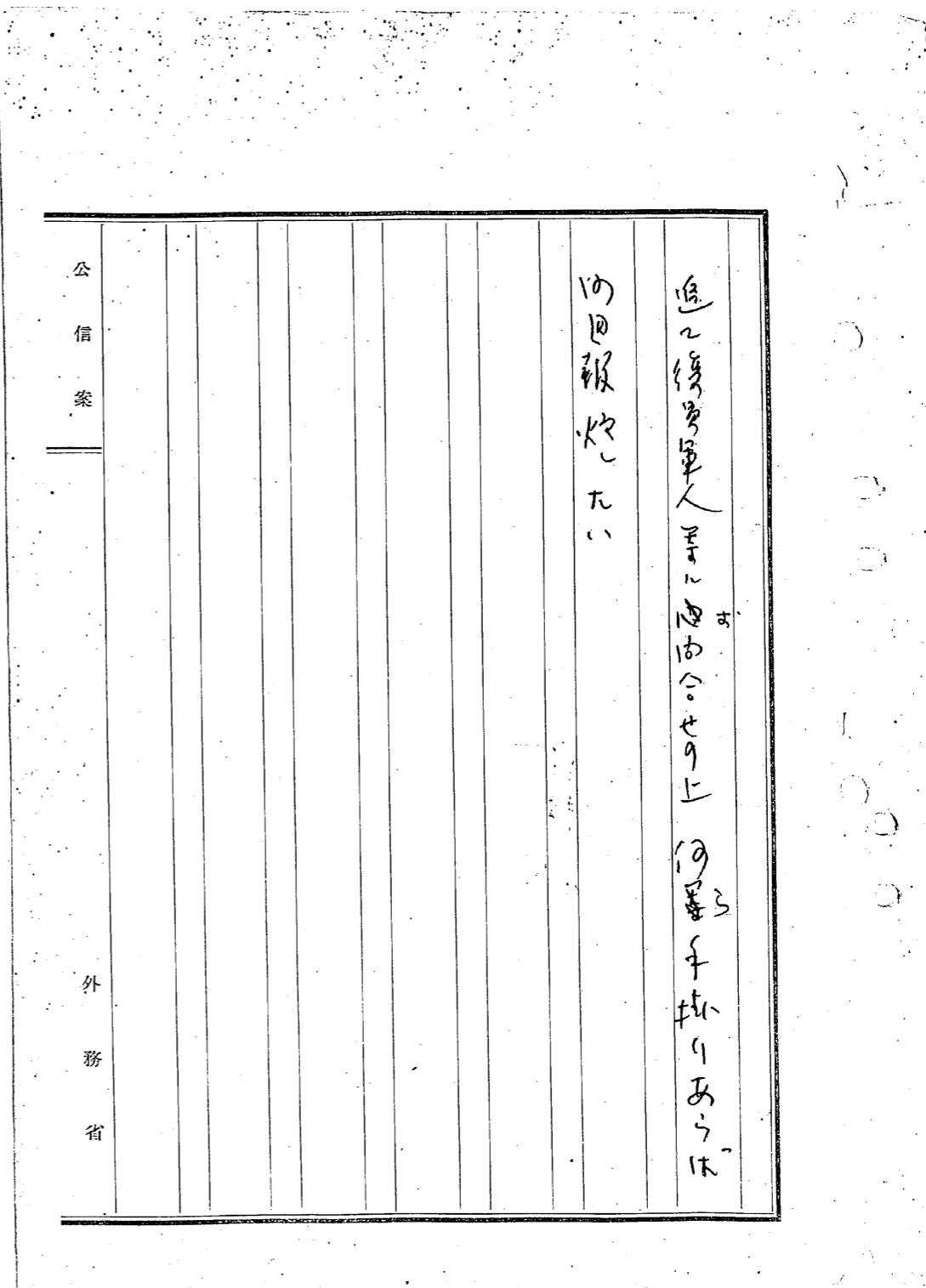
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RG'-0007

0258



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

極秘

撲滅 第七三五号

寫

昭和三十年六月十七日

アシカの洋文

外務省アジア局長 殿

厚生省引揚援護局長

記

海外日本人戦没者の遺骨収集等について

、政府（厚生省）が、太平洋戦争による海外戦没日本人の遺骨収集を、関係相手国との了解を得られる地域から、逐次実施するとととしていることについては、さきに閣議の決定（昭和二十八年十二月十一日「無名戦没者の墓に関する件」）を経ているところであり、先般來、貴省の格別の高配を得て、実施可能を地域について、過去数次にわたりこれを実施してきたことは、既にご承知のことである。しかして、現下未収容地域についての処置については、関係遺族はもとより、国会を始め、国を挙げての懸念なる要請もあるので、当省は、とりあえず別紙「海外諸地域戦没者の遺骨収集計画」の上欄に掲げる地域のうちか

ら実現可能なものを選び、概要同表下欄の計画のもとにすくなくとも今明年度中にはこれを実現いたしたと考えておる次第である。

照会する。

記

一、別紙上欄に掲げる各地域に対する領土権の所在及び統治の方式、直轄、委任又は信託等）並びに遺骨収集を行う場合の外交折衝の相手。

二、それぞれ相手国の事情について

1、相手国政府は、遺骨収集事業の実施を諒諾し、これに協力するや。

2、各地域の治安情況及び遺骨収集実施予定地點への交通事情

RG'-0007

0259

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

3. その他の参考となる事情（例えばビルマ地域においては、現地人夫の傭入れができるかどうか等）
三、本事業はこれを、でき得れば本年度内に、やむを得ないときは明年度内に実施することとする観点から、今明年度中に当方と相手国閣との外交折衝を了することの能否の見透及びこれができない事情にありますればその内容について
四、フィリピンについては、本事業の早期実現の見透は立たないと思料されるので、とりあえず同地域にある日本人職没者の遺骨の現状等に関する情報の提供方について折衝ができるかどうか。
五、その他参考となる貴省の意見

RG'-0007

0260

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

別紙 海外諸地域戦没者の遺骨収集計画（ソ連中央地域を除く）

地区	遺骨収集を実施したい地点	実施の希望時期	計画の概要
西部 (西部ニューギニア)	ホーランジヤ ワクデ、サルミ ピアク島、ヌンホル島 マノクワリ ゾロンサンサポートを含む (モロタイ島) モロタイ島西南地区 サンダカン ゼツセルトン	昭和三十一年 計年度内	一、機ね十八名より成る政府派遣團を 官有船を利用して現地に差し向ける。 二、期間は総日程約七十日とし、各 日と予定する。 三、使用船は、運輸省航海訓練所練 習船と予定し、収骨等に当つては、 乗組員及び实习生の全般的な能力を求 める。
東部 (モロタイ島)	ラブアン ブルネイ ミリー(サフカ) タラカン島 パリツクババン	昭和三十一年 計年度内	四、収骨の方法は、予め準備した資料 並びに現地における官憲等の協力を 得て、仮埋葬地の発掘(氏名判明の もの)及び旧戦場の踏査によつて行 う。 五、収骨を行つた主要地点では慰霊及 び追悼行事を行う。

ドンイビ及マルビ ラングーン ペグー、ワウ シユエジン、トンダ ラモウチ、メイクティ キンイミヨウ、ミイト マニワ、エナンジョン 二月 昭和三十年 又は昭和三 十一年の二 月	オネル ラブアン ブルネイ ミリー(サフカ) (モロタイ島) タラカン島 パリツクババン

三、収骨の要領は、鉄道に沿う主要都市を基点として自動車を利用し旧戦場の調査、仮埋葬地の発掘(氏名判明者)等により行う。現地にあらるる収骨にあたつては、所要に応じ現地人夫を雇傭して行う。

RG'-0007

0261

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

セブ （ゼブ島）		バタングス附近 （レイテ島）		タクロバン、オルモック （ルソン島）		ボバネ （ハルマヘラ島）		アンボン （セラム島）		（ルソン島）		ツヴィリイフ （セブ）	
ツヴィリイフ （セブ）		バタングス附近 （レイテ島）		タクロバン、オルモック （ルソン島）		ボバネ （ハルマヘラ島）		アンボン （セラム島）		（ルソン島）		ツヴィリイフ （セブ）	
（セラム島）		（ハルマヘラ島）		（ルソン島）		（セラム島）		（ルソン島）		（ルソン島）		（セラム島）	
（セラム島）		（ハルマヘラ島）		（ルソン島）		（セラム島）		（ルソン島）		（ルソン島）		（セラム島）	
（セラム島）		（ハルマヘラ島）		（ルソン島）		（セラム島）		（ルソン島）		（ルソン島）		（セラム島）	

昭和三十二年七月までに完了

プローブ、アキヤブ
チツタゴン
オンバトル、ロヒマ附近

四　建碑は、ラングーンのみとし、追憶行事はラングーンのほか主要地点において行う。

五　インドネシア地域の遺骨の送還は外務省（デヤカルタ及びスマバヤ総領事館）に依頼して行うことを原則とし、所要に応じ厚生省から職員を派遣してこれに協力する。

六　収集は、墓地の調査の状況、総領事館の業務及び便船その他の事情を考慮して適当な時期に行う。

七　ジャワ、スマトラ地区の収骨ために、その他地区であつては、出先總領事館の計画するところにより現地人を雇傭して行う。

八　本地域は特に
收骨遺骨の類
が、殆んど戰
争裁判處刑者
の遺骨であつ
て、且つ、機
ねその所在地
点が察知され
ることを原則
とした。

一、機関二十名（二ヶ班に編成）の政府派遣團を一般海空便を利用して現地に差し向ける。

二、期間は往復日数を除き、約二ヶ月と予定する。

三、軽骨は一ヶ班をもつてルソン島を行ふ。一ヶ班をもつてレイテ島、セブ島、ネグロス島及びミンダナオ島を行ふ。

四、ルソン島班は、鉄道及び自動車を利用する。他の班は船舶（便船）及び自動車を利用して行う。

五、建碑はルソン島、レイテ島、ネグ

RG'-0007

0262

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

(土本) ヤリラトス・オ

(底面)
（底面）

マライバライ、ダバオ
アボ山附近
(ミングナオ島)
バコロド、ツマゲテ
(ネグロス島)

カウラ、ゴールバーン
ヘー
ベリマ
ペルメラ
ポートダーヴィン

ロス島各一ヶ所とし、追憶行事は所
要の地点で行う。

葬葬状況を調査しあえ、要すれば
ば在豪日本大使館に依頼して送還す
る。

備考
ソ連、北鮮及び中共地域の戦死没者の遺骨については、当該国との
国交の恢復をまつて別途計画する。

0263

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RG'-0007

昭和三十年六月十七日

外務省 課長

須磨書記官殿

ビルマ戦没者の遺骨収集問題に關し六月八日付亞四九〇号往信及び今次電報に關連する事情別紙のとおりにつきよろしく願上げます。

外務省

事務連絡

ビルマ戦没者の遺骨収集に関する件

(一)ビルマ戦没者の遺骨収集並慰靈を目的とするビルマ戦没者慰靈會は六月十一日首相官邸において、川崎厚相以下引揚援護局長及び次長、衆參両議長、各党代表議員、全日本佛教會、遺族会、アジア協会等百五十名參集設立準備会を開きました。

(二)同席上厚生大臣は「対手國の了解を得た國から漸次実施する考である」旨を明らかにし、美山援護局長は「ラングーンには日本大使館があるから、現地と密接連絡をとり、情報を集め、成功の見込ある計画を立て、実施したい」と説明していました。

(三)外務省からは当該河野事務官が出席、

(1)治安状況
(2)交通、気候等の条件

外務省

RG'-0007

0264

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

- (3) ビルマ人の遺骨に対する考え方
- (4) 奥地における忠靈塔跡の現況
- (5) 英国が一九五三年頃やつていた遺骨収集状況等を説明したが、治安状況に関しては「マンダレー近傍を除く中部ビルマ地区、シッタン下流、テナセリム地区、サルウイン以東、等は治安が悪いが、カチンステート、チドウイン上流、シャンステートのサルウイン河以西、ブローム以南、主要都市から十哩以内は大体良くなっているから、治安の良い地域から開始し、治安の悪い地区は回復次第延長して行くやり方が良いと思う」旨説明しておきました。
- (4) 慰靈会の準備会は運営方針として次の三点を決議しました。
- (1) 実行委員の選出（別添参照）
- (2) ウ・ヌ首相来日の際、国民的大歓迎会をやり、その際同首相に陳情する。
- (3) 本件運動は全国に跨るから各府県知事にも連絡し地方公共団体の参加を呼びかける。
- (4) 聞話役高岡衆議院引揚委員長から、ウ・ヌ首相来日の際、同首相に陳情するにしても、ビルマ側で全然困るというものを持つたのは変だからビルマ側の意向を聞いてくれないかと依頼がつたので、六月八日付公信で貴館に照会中の旨を答えたところ、今後同会の指導上その返事に期待しているし、二十八日に次の打合会を開く予定だからその前にビルマ側の内意を探つて欲しいと依頼越してきたので今次電報でお願いした次第です。
- （5）本件ビルマの遺骨問題は黒川氏がラングーンを廻つて帰つたら不意に火がつき、今まで押えていたのが、バツと燃え上つてきた形です。
- 慰靈会としては、ビルマの治安は悪いし、相当困難のあることはわかっているので、全域に亘つて現実的に行なわねばなら

の御交渉上~~取~~げたく、その結果は中間的の御連絡で結構ですか
二十七日までに一応の見通しを回電方御手配下さらば幸甚至極で
す。

(出) 本省及び厚生省としては、実施することは既定方針で問題は「
何時」やるかということで時期を見ていたわけですが、こうして
国内運動が燃え上つて来た手前、問題が問題ゆえへツキリし
た理由なしに押えるわけにも行かないし、他面、ビルマの治安
の完全回復を待つていたら十年先のことも保し得ないので、両
者ともこの際ビルマ側の了解さえ取付けられたら実施した方が
良いといき意見になり厚生省では日本船を送つて二、三ヶ月間
に収集して帰る計画を考えて予算作成の資料などを集め始め
いる次第です。
就いては右事情太田大使、牛場参事官に御報告の上ビルマ側充
ねといふのではなく治安の良いところだけを廻つて収集し、駄
目なら「土」だけでも持ち帰つて遺族に領ち、日本で大々的に
慰靈祭をやつて、遺族に対する責任を果してその運動の成果を
期したい様のようです。

0266

RG'-0007

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

全參衆院議會
 全國知識委員會
 海外慰靈委員會
 日本赤十字社
 全日本佛教婦人連盟
 英靈奉贊
 海外抑留同胞救出運動總本部
 全國遺族等援護協議會
 日緬協
 比爾馬、マンダレー代表會
 戰友代表會
 日本赤十字社
 日本基督教院議員會
 日本遺族會
 殿
 比爾馬、マンダレー會
 佛社會員會
 參議院議員會
 行委員會
 球

市黒徳井中中安
 原川永出山馬井
 信正德理辰
 了夫利夫々猪謙
 会務担当者

若二
 一
 干名
 一一一
 二四三
 一若
 千干

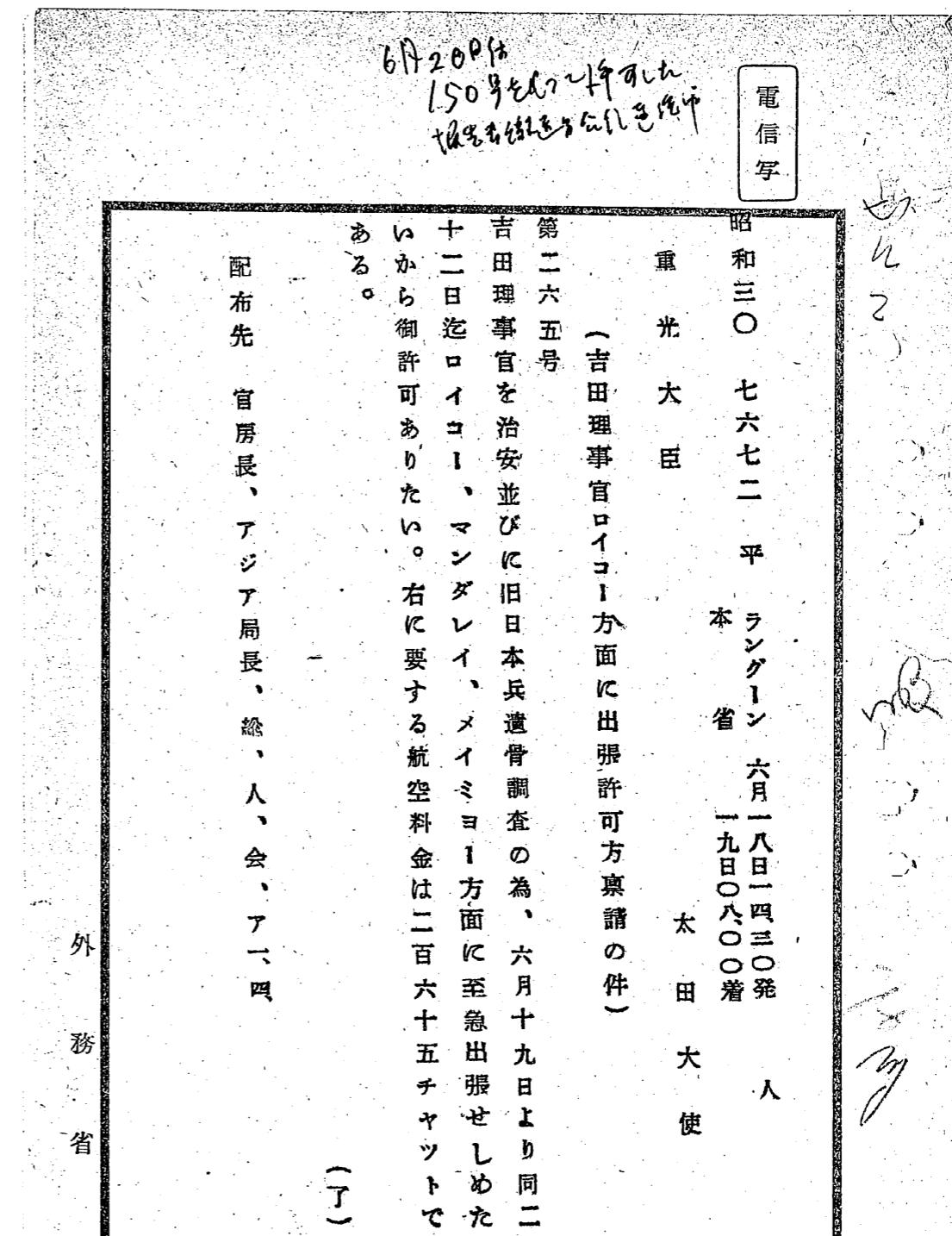
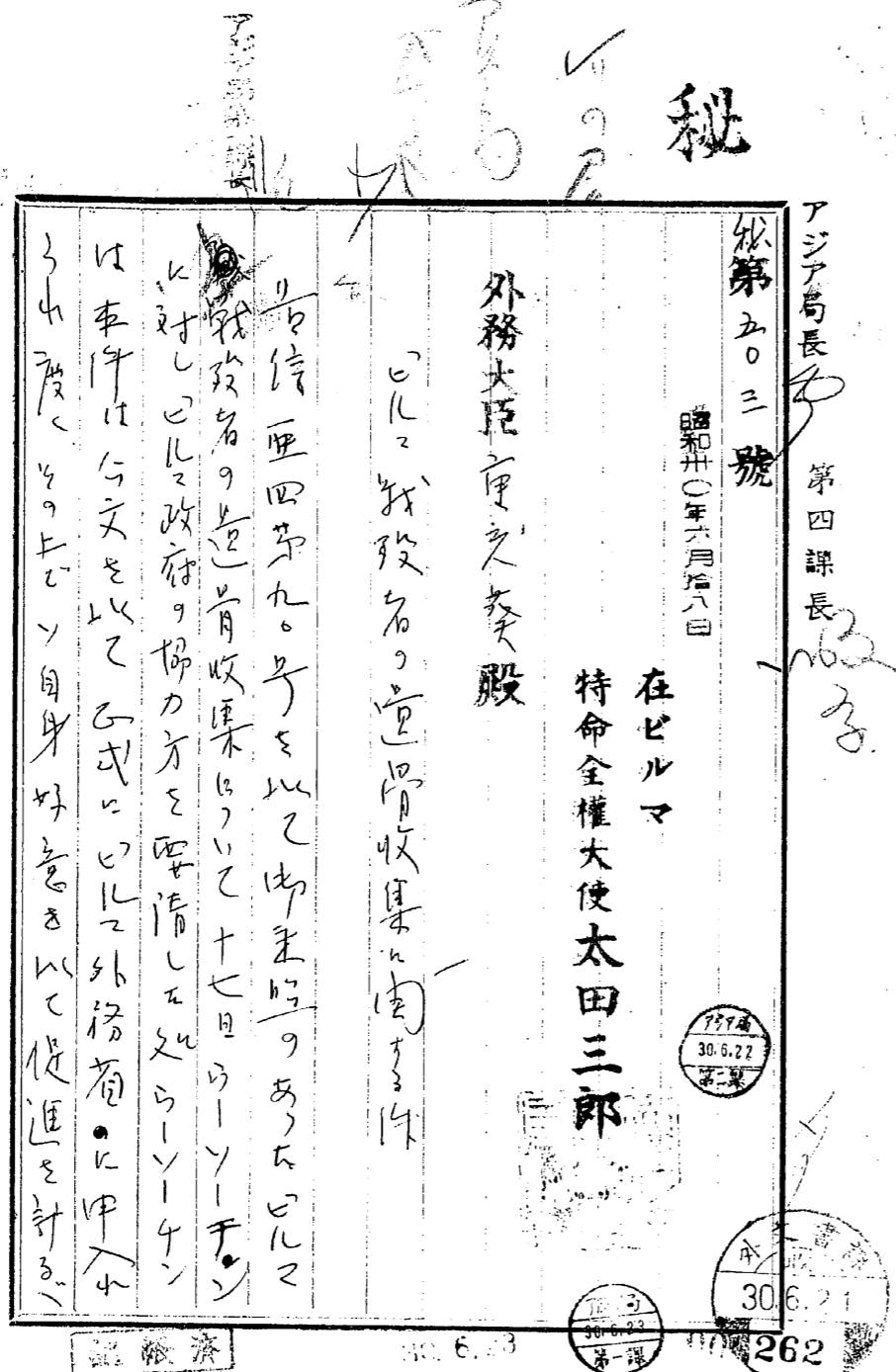
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

RG'-0007

0267



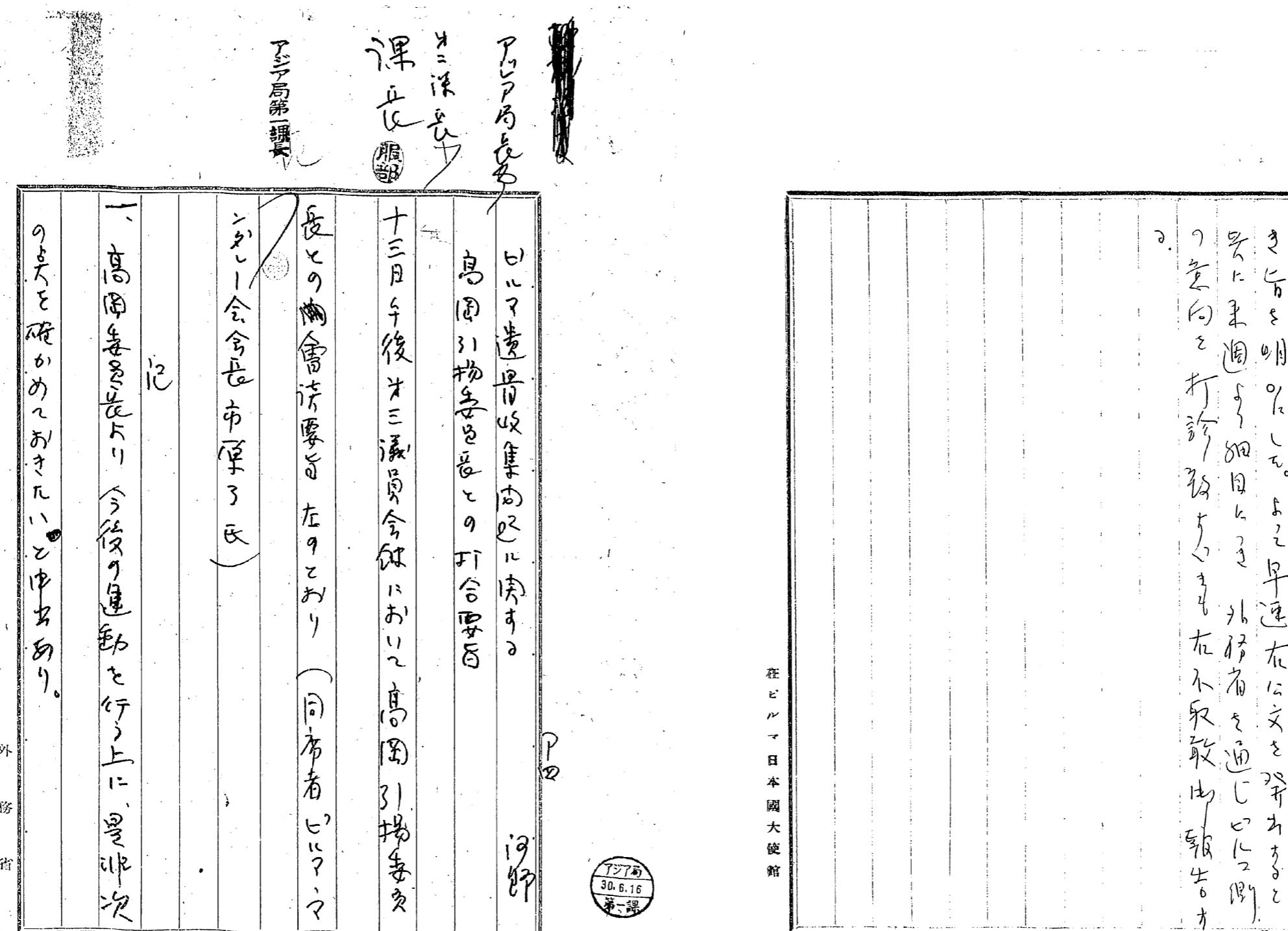
RG'-0007

0268

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RG'-0007

0269

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

(一) 廣島以南半島につき、ヒマラヤ社が沿岸上保障し
 得る地域。
 (二) 所要支拂人員、資材等
 (三) 又所持軍事機密は既に在ヒル太田大使
 に連絡し、廣島以南半島にて、ヒマラヤ社の意見ならび
 に協力を取付けたる、同口所持の意見を泥公式
 に立て、予算を組んで置かしマジアソシエートに提出せ
 る。
 大要な資料をあわせて、ヒマラヤ社の意見をも併せて
 見積りは取つて置くと、(三) 又所持軍事の
 直接走合は技術的には(能かも知れぬが、今より詳
 略的で、ヒマラヤ社はもういふやう方をさせは
 ないだ
 外務省

RG'-0007

0270

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

新監会と、もれ多分の相団体や支派のみま
く互い協力をもは小失して、就ては同協会ト
ニ記して何がわかつて、と方は表立たぬ方達が元
々セミ能へて希望城あり(六月十一日午 準備会)、
ヒルア協会、農業社代表等は招かれて、Xトハ一
レニ出席し、始業者としては、ヒルア開発団体とは
して去第之いた由)

三、アガルと自衛協定の外は相手にしない方針で
 ある旨説明し、同協定の内情については、何れ、なんら
 加入方法で、如何に入ることが可能であるか等、お一
 つづけた。又、ス・タ・タ・タ・タ・タ・タ・
 ハマ側を打診した結果本年六月二十八日以前に
 せこせとなりたうが、どう運営あり、ラングーンは
 なぜかハマのほうより武力暴行などとされ、あ
 た。(三十日)は、彼等は解放军を行なう立派な組織
 た。)
 四、經濟方面の節より左記要旨を参考意見として
 実際としておりた。
 (一) 件は原毛指揮官と交渉して施設計画を立て、
 外務省は、その結果は、垦荒地の開拓と並行する

三、高岡委員長より(会議期中にも件可能性の見あ
 てつけた)、ウ・ヌ・タ・タ・タ・タ・タ・
 ハマ側を打診した結果本年六月二十八日以前に
 せこせとなりたうが、どう運営あり、ラングーンは
 なぜかハマのほうより武力暴行などとされ、あ
 た。(三十日)は、彼等は解放军を行なう立派な組織
 た。)
 四、經濟方面の節より左記要旨を参考意見として
 実際としておりた。
 (一) 件は原毛指揮官と交渉して施設計画を立て、
 外務省は、その結果は、垦荒地の開拓と並行する

中華人民
民主政權

連合軍は本來、行軍の準備が終り、敵襲を受ける事無く、敵地にて、
今から之廻り生者に促進する方連絡する事ニ付ス。

(一) 車輜重、飛行機上、政治部委員会立つる車輛、駆逐會
本部、力団保と一二〇門的活動するニセガヨリ、
(二) 西南地区は地理的江はヒルマと一様にやるニセガヨリ、
(三) 利用が、支隊の相手は中共破、同地区は中共
その他地区も一清じ考慮するニセガヨリ、
支那軍事委員会にて、

(四) ヴィヌ前指事の準備する。——(10) 分配
ベニス
ベニスのことはどうから棒に取るか。(10)
終りの日に入れておくよう十分にしたうれい。

外務省

電信案
外務省

に寄すヨヒルマ側内音を日十日12月11日12月12日
書く方使に連絡方依頼越しきなが、10月21日
二十八日11月11日12月11日12月12日
ときまつに情報と入手したい
信(四)に寄すヨヒルマ政社の意向を確め
上、右に申合ふよ。因爲ありた。

アシア局第一課
サ

主管 アシア局長	在ヒルマ	宛 太田大使	電信課長 支
任 アシア局第四課長		發 重光大臣	發電係 支
件名 ヒルマ難没者9遺骨		記録件名 ヒルマ難没者9遺骨	電送第 6245号 昭和30年6月20日起草
暗號 略	第 一 五 一 号	件 收 集 上 述 骨 收 集	(電信案用) アシア局 30.6.21 第一課
電信案 外務省	記 號 案 號	記 號 案 號	記 號 案 號

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RG'-0007

0274

電信写

K'30.0.1-2/-3

昭和三十 七九五五 平 ラングーン 六月二十五日一四五五発

本省 二五日一九二七着 ア四

重光大臣

太田大使

貴電第一五一号に關し
当館において調査せる貴信ア四第九〇号に關する資料二十五日
空送するから御利用ありたい。

(了)

配布先 次官、官房長、局長、次長、総、ア一二四国協、情文
二三審

外務省

謹啓

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RG'-0007

0276

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

アシア局長 第四課長

別紙添附

昭和卅〇年六月廿五日

30 6.27
005284

第五三〇號

在ビルニ

特命全權大使太田三郎

外務大臣 壬生恭次殿

ヒルニにおける日本軍の戦利品収集の件
事件の開き六月廿八日付便函第十九号にて
本件の次第ある。取扱い方針は、
本件の件連絡通り通じてあるが、此が眞正に信頼
可能の事項に於ける事項である。左の通り参考
考迄申進す。(參照另圖参照)

記帳済

在ビルニ日本國大使館

一 ナントラシノハ密傳
(二) 旨仰9 日本軍の死傷者約四万二千人
ハルナリトテモウソウモレドリミ至ニセリム主ニ送路
ノ而御とナントラシノ河、天井川、山口、ホマリシナ
三度の事並に敵の損害の多いた。又方西ノ人
種種事博ニシテ極力攻撃了PVOの計漏出没する
程度が云々之の安仁機も良好であるから、此
方の飛行機を起し、未だリ前記に通路を北上す
事ニシテ少無。又即度領土を記述
筋走る事下さる方佐木守之、大内、酒井、曾
川、水野、同、西、星野、日、左近、路、山、山、行
通路也うちか難い事の下等の牧原は極量國庫

在ビルニ日本國大使館

RG'-0007

0277

四	三 二 一 八 面	海 洋 大 陸 周 邊 地 帶 的 自 然 環 境 與 其 中 的 動 物 生 活 習 性 及 其 與 人 類 的 關 係
五	二 一 七 六 五 四 三 二 一 八 面	海 洋 大 陸 周 邊 地 帶 的 自 然 環 境 與 其 中 的 動 物 生 活 習 性 及 其 與 人 類 的 關 係
六	一 八 七 六 五 四 三 二 一 八 面	海 洋 大 陸 周 邊 地 帶 的 自 然 環 境 與 其 中 的 動 物 生 活 習 性 及 其 與 人 類 的 關 係
七	八 七 六 五 四 三 二 一 八 面	海 洋 大 陸 周 邊 地 帶 的 自 然 環 境 與 其 中 的 動 物 生 活 習 性 及 其 與 人 類 的 關 係
八	七 六 五 四 三 二 一 八 面	海 洋 大 陸 周 邊 地 帶 的 自 然 環 境 與 其 中 的 動 物 生 活 習 性 及 其 與 人 類 的 關 係
九	六 五 四 三 二 一 八 面	海 洋 大 陸 周 邊 地 帶 的 自 然 環 境 與 其 中 的 動 物 生 活 習 性 及 其 與 人 類 的 關 係
十	五 四 三 二 一 八 面	海 洋 大 陸 周 邊 地 帶 的 自 然 環 境 與 其 中 的 動 物 生 活 習 性 及 其 與 人 類 的 關 係
十一	四 三 二 一 八 面	海 洋 大 陸 周 邊 地 帶 的 自 然 環 境 與 其 中 的 動 物 生 活 習 性 及 其 與 人 類 的 關 係
十二	三 二 一 八 面	海 洋 大 陸 周 邊 地 帶 的 自 然 環 境 與 其 中 的 動 物 生 活 習 性 及 其 與 人 類 的 關 係
十三	二 一 八 面	海 洋 大 陸 周 邊 地 帶 的 自 然 環 境 與 其 中 的 動 物 生 活 習 性 及 其 與 人 類 的 關 係
十四	一 八 面	海 洋 大 陸 周 邊 地 帶 的 自 然 環 境 與 其 中 的 動 物 生 活 習 性 及 其 與 人 類 的 關 係
十五	八 面	海 洋 大 陸 周 邊 地 帶 的 自 然 環 境 與 其 中 的 動 物 生 活 習 性 及 其 與 人 類 的 關 係

二、中野村
内閣十八向ふを、即ち日本軍約三〇〇が進
合軍空挺隊の奇襲にて、玉碎（大正
カーチ）西方には白旗高麗党新潟井川
（左）
已上、先づ歩兵、然後機銃、火砲掩護、長床下りの
已上、先づ歩兵、然後機銃、火砲掩護、長床下りの
カーチ、右は飛行機、又三十分、ハーモニーライフル連
九度、左は、同様の回転弾射手も、即日
一ノ月後、恩下す。
三、カナヘ
菊兵团は三千四十歩兵、一千三百、一千
歩兵を残し、八百歩兵、一千歩兵、一千歩兵、一千
歩兵を残し、八百歩兵、一千歩兵、一千歩兵、一千

在ビルマ日本國大使館

RG'-0007

0278

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

面々指揮する日本軍正ラジーン・スレーメン向
 徒道の候指と伝乞退却しニキササガタナ
 務を志成つた。而今計は約三万之ツリ也。從
 てシラシ洞の源頭奥下右ニシテルアリ
 タンカムズエルメニ空の候通路保於て
 即度号令候。命した。

太田市域ヒューラ KND04W 芦北軍
 ハウスアリヨリ域ノ区域ノ事ナ一太地
 ハウスアリヨリ域ノ事ナ一太地
 ハウスアリヨリ域ノ事ナ一太地

(西)ヒルク軍数九十九枚程ナエヌトガホ
 ヒルク軍数九十九枚程ナエヌトガホ

六
 シテンヒ
 署名有指揮(左)日本軍正千節國

在ビルマ日本國大使館

行
 例
 在ビルマ日本國大使館
 五
 シツシソノ前城
 アキラニル方面ナリの撤退御隊ニマニ
 一ノ方面ニ逃却下セテ御隊が今後シ
 パウル北方山島地带ニ立着リ勿シヒラ附近
 ハシ水期シツリ河を渡リ撤退モリ大陸際
 連合軍の座敷弱死滅地における倒れ
 番号五
 数死著セホシハ
 行
 方

行
 例
 在ビルマ日本國大使館

RG'-0007

0279

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

主信	發信用	執務用						
附	甲	乙	丙	丁	○	○	○	○
属	そのままで					は	事	業
備考	アジア局第二課長							
公	件名	件	先付送写	人	信	文書課發送日	昭和拾年七月五日	
信	ヒルマ戦没者遺骨收集向記ト因しては口会	ヒルマ戦没者遺骨收集向記ト因しては口会		アジア局長	主	任	アジア局第四課長	
案	ヒルマ戦没者遺骨收集向記ト因しては口会	ヒルマ戦没者遺骨收集向記ト因しては口会		アシスタント			昭和拾年七月四日	
	ヒルマ戦没者遺骨收集向記ト因しては口会	ヒルマ戦没者遺骨收集向記ト因しては口会		アシスタント			昭和三十一年六月十日	
	ヒルマ戦没者遺骨收集向記ト因しては口会	ヒルマ戦没者遺骨收集向記ト因しては口会		アシスタント			日起草	
外務省	記帳法	146	37					

卷之三

RG'-0007

0280

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

公 信 案

外 務 省

(用)

了決オはウニタリとおりであるニラ、右情勢に
鑑みて、右者ヨリ在ヒルマ太田大健(太田大健)日本
にヒルマの事向打診トガ、御訓今アシヒニヨ
今般別紙トより中向連絡立方々回復カホフ
たる事、右者ヨリ在ヒルマ太田大健(太田大健)日本
にヒルマの事向打診トガ、御訓今アシヒニヨ
記

一、過骨以降ハ内ヒニマツメリ、同意

に筋力を得テリヤ
ニ、改地における荷物、食料等の建立ある一は
輸送業を行ヒニ差支ナキヤ

三、現下の沿岸上邊(日本)集落の地域範

公 信 案

外 務 省

記

一、過骨以降ハ内ヒニマツメリ、同意

金鑑、右者ヨリ在ヒルマ太田大健(太田大健)日本
にヒルマの事向打診トガ、御訓今アシヒニヨ
今般別紙トより中向連絡立方々回復カホフ
たる事、右者ヨリ在ヒルマ太田大健(太田大健)日本
にヒルマの事向打診トガ、御訓今アシヒニヨ
記

RG'-0007

0281

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

第五〇三号公信写

昭和三十年六月二十五日付

重光大臣宛 在ビルマ
太田大使發

ビルマにおける日本軍の遺骨収集に関する件
 本件に關し六月八日付亞四第九〇号貴信御來示の次第あるところ、取り敢えず拙電及び拙信をもつて申進置きの通りであるが、前頃公信稿來照の項に關し判明せるところ左の通り参考迄申進する。(委細別図参照)

記

マチンドウイン河流域

同方面の日本軍の死者は約四万といはれ、イムバールよりタムウ、モレイクを経しカレワに至る道路の両側とマチンドウイン河のモレイク、シツタン、ホマリンの三渡河点が最も損害が多か

外務省

参考

つた。この方面は人煙薄にして極小規模のP.D.O.が時偶出没する程度であつて治安は概して良好であるから、カレワまで飛行機が趣き、それより前記道路を北上すると共に内河船によりチンドワイン河をホマリンまでさかのぼることが出来る。又印度領より遂に前記道路を南下する方法も考えられる。但し遺骨は水年の風雨にさらされ、且つ右道路もその後補修せられた趣であるからその収集は極めて困難であろう。

二、カーサ附近

カーサ、ナバ間にあつた日本軍約三、〇〇〇が連合軍空挺隊の奇襲により、玉碎した趣である。カーサ西方には、白旗共産党新編第三師団が、極く小規模の共産ゲリラが周辺に出没する程度で治安は概して良好である。カーサまでは飛行機、又ミチナ、バモより船運の便があるので、同地より自動車等により踏査可能と思はれる。

外務省

RG'-0007

0282

三、カチン州

第兵団はミチナ附近において二及至三、〇〇〇の戦死者を残し、ベイモ経由カミサに撤退し、それよりイラワジ河をマンダレーまで下つたがその間の損害は軽微と言われている。ミチナ及びその周辺は治安は保たれており、勿論飛行機の便がある。

四、マンダレー方面

同方面の遺骨は作戦当初は無事送還せられたが、敗戦時ににおける遺骨がマンダレー市の内外に残つてゐることは確実である。例えば同市地マンダレーヒルの攻防戦において戦死した日本兵の埋葬地が同ヒル附近にあると聞知している。マンダレー周辺も近距離であれば治安は大丈夫である。

メテイラ (Methila) において飛行機、病院、兵が包囲せん滅せられたが、損害程度は未詳である。メテイラは飛行機の便があるが、その周辺の治安は保証できない。

ホウターメイン、ラウボウ (Pyawdwe) 一附近において激戦が行われ、日本軍の遺骨もあるに相違ないが、右両地に到達するには目下の治安上より見て安全は保し難い。

五、シツタン河流域

アキヤブ、デルタ方面よりの撤退部隊とマンダレー方面より退却南下せる部隊が合流し、ベグー北方山岳地帯に立ててビュウ附近より増水期のシツタン河を渡河撤退を行つた際連合軍の空襲、溺死、沼沢地における行倒れ等により多數の死者を出した。なおラングーン方面より撤退する日本軍はラングーン、モールメン間鉄道の鉄橋を伝つて退却しこれ亦甚大なる打撃を蒙つた。この合計は約三万といわれている。従つてシツタン河の渡河点は右二ヶ所のみである。又シツタン河よりモールメンに至る鉄道沿線において多くの印度兵が落命した。大玉碎地域はいずれもE.N.D.R.及び共産軍の活潑なゲリラ戦の

ビルマ地域における戦没同胞の
遺骨収集に関する決議

ビルマには、約十八万の同胞の遺骨が終戦十年後の
今日、弔うものもなく曝されている現状にかんがみ、
政府は、すみやかに遺骨収集の具体的計画を立てら
れんことを要望する。

右決議する。

電信写

昭和三〇 八八〇六 平 東 郡 七月一六日一〇〇・六会 アニ
本 宮 一六日一一〇五番

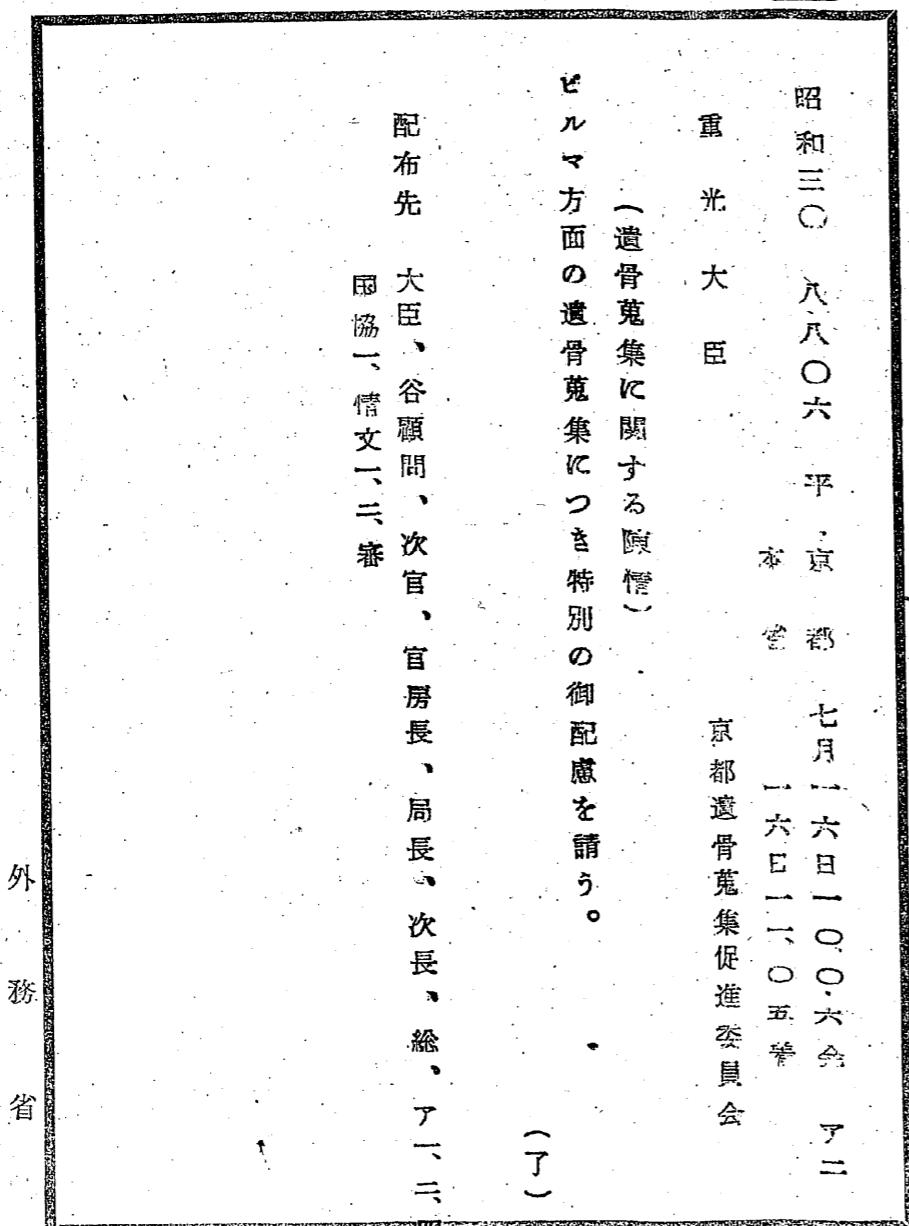
京都遺骨蒐集促進委員会

(遺骨蒐集に関する陳情)

ビルマ方面の遺骨蒐集につき特別の御配慮を請う。

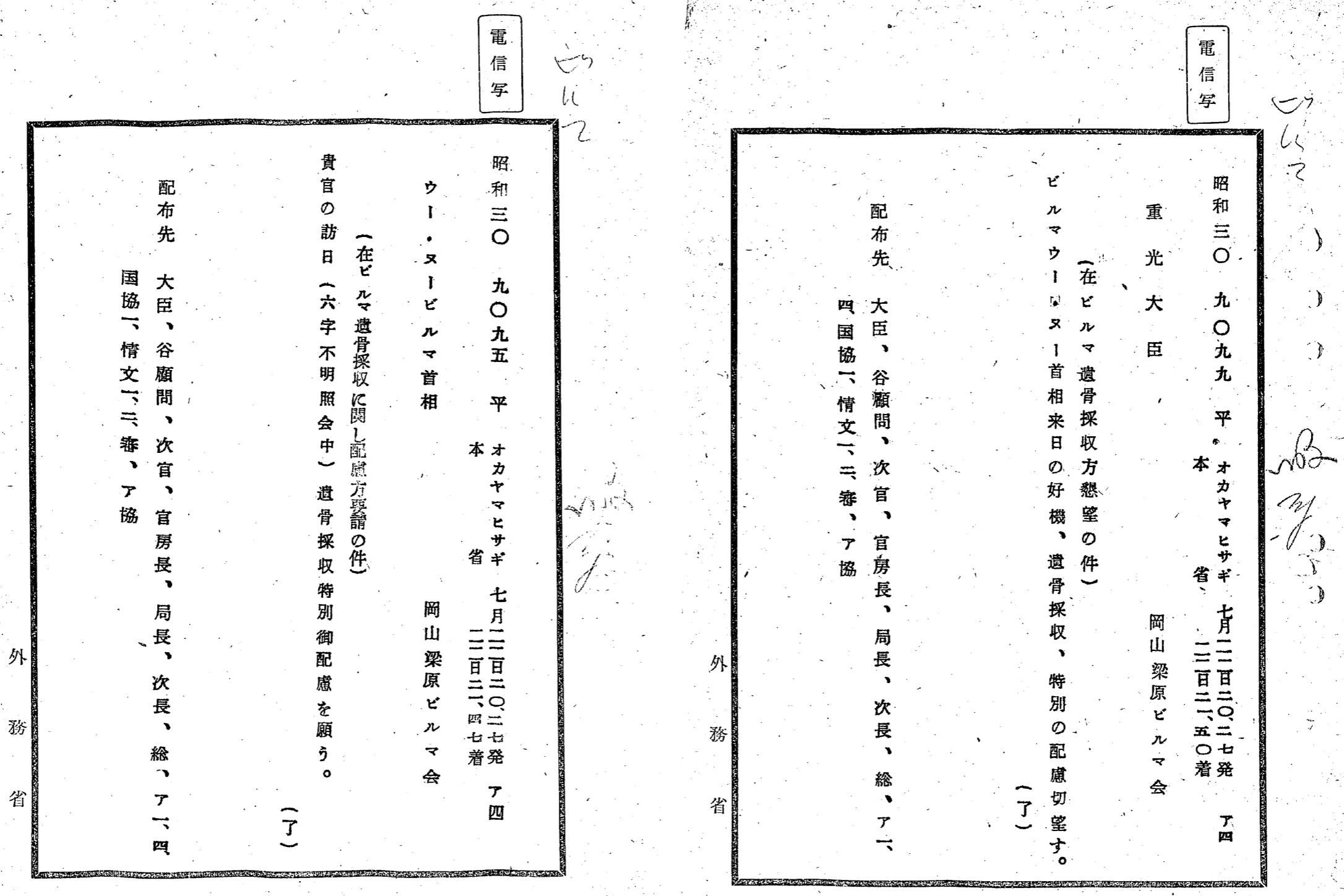
(了)

配布先 大臣、谷顧問、次官、官房長、局長、次長、総、ア一二
國協一、情文一、三、審



RG'-0007

0285



RG'-0007

0286

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信写

昭和三十年七月二十四日

電 信 課

訂 正 報

二十二日付ウー・ヌー・ビルマ首相宛国内電報（総番九〇九五、在ビルマ遺骨採取に関し配慮方要請の件）（六字不明照会中）の個所不明につき電信局及び発信人に照会せる処「をミヤジカウネ（注片仮名はビルマ語）なること判明せるにつき同電を左様御訂正ありたい。

配布先 大臣、谷顧問、次官、官房長、局長、次長、総、ア、四國協、情文、ニ暮、ア協

外務省

アシア局長 第四課長

第七一〇号

昭和三十年八月十三日

外務大臣 重光葵殿

特命全權大使 太田三

在ビルマ

ビルマ戦没者の遺骨収集に関する件

本件に關し、六月八日付亞四第九〇号貴信御來示に基き累次批電及び拙信をもつて回報置きの次第あるところ、前頭貴信末段と關し今般当地在住の英國人より聽取せらるところ、左の通りにつき取りあえず報告す。右は單なる概要につき細部ヒ関し御指示あり次第再度同人につき調査いたしたいので念のため申し添え。なお、右は單なる概要につき細部ヒ関し御指示あり次第再度同人につき調査いたしたいので念のため申し添え。

英軍遺骨収集業務は陸軍省所管の下ヒシンカボール駐屯英軍司記

在ビルマ日本國大使館

記帳済

30.8.29

153

0287

RG'-0007

0288

令部が行つてゐる。本業務は一九五二年十二月より開始し、今後二、三年を要する見込である。実施機関は佐官級責任者の下に将校、下士官（現退役混合）各一名より成るティーム四班で出来ていふ。各班に現地人運転手一、使丁一乃至二を配している。

英軍遺骨推定数は発表できぬが、現在まで収集した遺骨数は全体の約一千九百個過ぎない。英軍は業務開始に当たり作戦要図、軍記録等精細なる資料と現地民よりの情報を蒐集整備し、同一地区と雖も反覆踏査して徹底を期している。英軍側の遺骨方は主として仮埋葬の再発掘、遺骨の収集、氏名の確認等である。ビルマ政府の援助とは、（1）国内旅行証の発給、（2）軍警の護衛及び宿舎の提供である。

本件旅行に關してはビルマ外務省経由国防部の許可を要し、相当日子を要する。但し包括的許可を取りうる。許可の上は前進可能地区が指定され、各自ヒ特別バスが下付される。護衛は包括的に協力方了解はあらも個々の場合現地軍警と交渉して決定

する。従つて場合により護衛を拒まることもある。宿舎は概ね現地政府機関が世話をしてくれ。従つて露當準備の必要はない。

四 交通機関は勿論自辨であり、各班一台のジープを使用している。例へばチンドゥイン地区でもラングーンより陸路で赴いている。現地における車の借上は不可能又は極めて高価である。自動車燃料、修理部品等携行するが便である。

五 携行品としては食品、ベツディング、医療品（マラリア、チフス等）、ランプ（絶対必要）、小型ショベル、ピッケル、半型麻袋多数（遺骨収納用）である。

通訳は現地人従者で英語を解する者を豫め雇用しておく。発掘作業は現地民を雇用する。

六 インバール、チンドゥイン地区は治安が良好である。英軍記録によればメクティラ附近の日本軍損害は約二〇〇と推定されている。ラシオ方面では余り日本兵の遺骨に關し聞いていないが、マイメヨウ附近に日本兵墓地がある。シッタン流域、ベグ

一山系、モールメン以北タイ国境方面は治安上英軍も調査不可能である。アラカン地区に相当数の日本兵遺骨がある趣である。英軍は雨期中は業務を中止してゐるが、北ビルマ方面なら雨期中でも調査可能であらう。一但しラングーンより陸路によるととは困難、十年の歳月と降雨と急速なる密林の繁茂は地形を變貌せしめ、現地人の記憶曖昧と相俟ち確認遺骨の発掘にも両三日を要することがある。

因みに英軍は本件業務中は月額約一万チャットを要する。(報であります)

84

に当つての英口人 Mr. Watson が、此題の大の書を
報告せしめたから、少く亦おなじ風氣である。

公信案

卷之三

第七一〇号公信單（昭和三〇年一月一五付）

重光外務大臣あて 在ビルマ太田大使発

ビルマ戦歿者の遺骨収集に関する件

本件に関し、六月八日付亞四第九〇号貴信御来示に基き累次描電及び描信をもつて回報置きの次第あるところ、前頭貴信末段に關し今般当地在住の英國人Mr. Watson より聽收せるところ、左のとおりにつき取りあえず報告する。

三

英軍遺骨収集業務は陸軍省所管の下にシンガポール駐屯英軍司令部が行つてゐる。本業務は一九五二年十二月より開始し、今後二、三年を要する見込である。実施機関は佐官級責任者の下

外務省

RG'-0007

029.0

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

する。従つて場合により護衛を拒まることもある。宿舎は概ね現地政府機関が世話をしてくれる。従つて露營準備の必要はない。

四 交通機関はもちろん自辨であり、各班一台のジープを使用している。例えばチンドウイン地区でもラングーンより陸路で赴いている。現地における車の借上は不可能又は極めて高価である。自動車燃料、修理部品等携行するが便である。

五 携行品としては食品、ベッドディング、医療品（マラリア、チフス等）、ランプ（絶対必要）、小型ショベル、ピッケル、半型麻袋多数（遺骨収納用）である。

通訳は現地人従者で英語を解する者を予め雇用しておく。発掘作業は現地民を雇用する。

六 インバール、チンドウイン地区は治安が良好である。英軍記録によればメクティラ附近の日本軍損害は約五、〇〇〇と推定さ

る。

七 将校、下士官（現退役混合）各一名より成るナイーブ四班で出来ている。各班に現地人運転手一、使丁一乃至二を配している。

八 英軍遺骨収集数は発表で言ぬか、現在まで収集した遺骨数は全体の約二五九弱に過ぎない。英軍は業務開始に当たり作戦要図、軍記録等精細なる資料と現地民よりの情報を蒐集整備し、同一地区と雖も反覆踏査して徹底を期している。英軍側の遺り方は主として仮埋葬の再発掘、遺骨の収集、氏名の確認等である。

九 ヒルマ政府の援助とは、(1)国内旅行証の発給、(2)軍醫の護衛及び宿舎の提供である。

本件旅行に關してはヒルマ外務省經由国防省の許可を要し、相當日子を要する。但し包括的許可を取りうる。許可の上は前進可能地区が指定され、各自に特別バスが下付される。護衛は包括的に協力方で解はあるも個々の場合現地軍醫と交渉して決定

参考

毎日

30. 9. 26

来月入国許可を内諾

ビルマ遺骨収集団

英軍は雨期中は業務を中止しているが、北ビルマ方面なら雨期中でも調査可能であろう。(但しラングーンより陸路によることは困難)十年の歳月と降雨と急速なる密林の繁茂は地形を変貌せしめ、現地人の記憶曖昧と相俟ち確認遺骨の発掘にも二三日を要することがある。

因みに英軍は本件業務中は月額約一万チャットを要する趣である。

英軍は雨期中は業務を中止しているが、北ビルマ方面なら雨期中でも調査可能であろう。(但しラングーンより陸路によることは困難)十年の歳月と降雨と急速なる密林の繁茂は地形を変貌せしめ、現地人の記憶曖昧と相俟ち確認遺骨の発掘にも二三日を要することがある。

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RG'-0007

0292

郵便局長より、此の件の正式許可を
附木の如きに付せられたり。

アジア局第二課長		アジア局第一課長	
分類	宛	管	電信課長
電 信 案	在ローラ	アジア局長	アジア局第四課長
	大、因大便	任	主
		昭和30年10月1日	起草
		(電信案用)	
先 略	記録件名	發	發電係
貴 地 總 務 部 門 事 務 省	電送第	10342	50
近 方 依 頼 た そ 連 絡 取 扱 事 務 省	昭和30年10月1日前後時分	号	1
同 氏 直 接	記帳	30.10.1	30.10.1
	記帳		課一課

RG'-0007

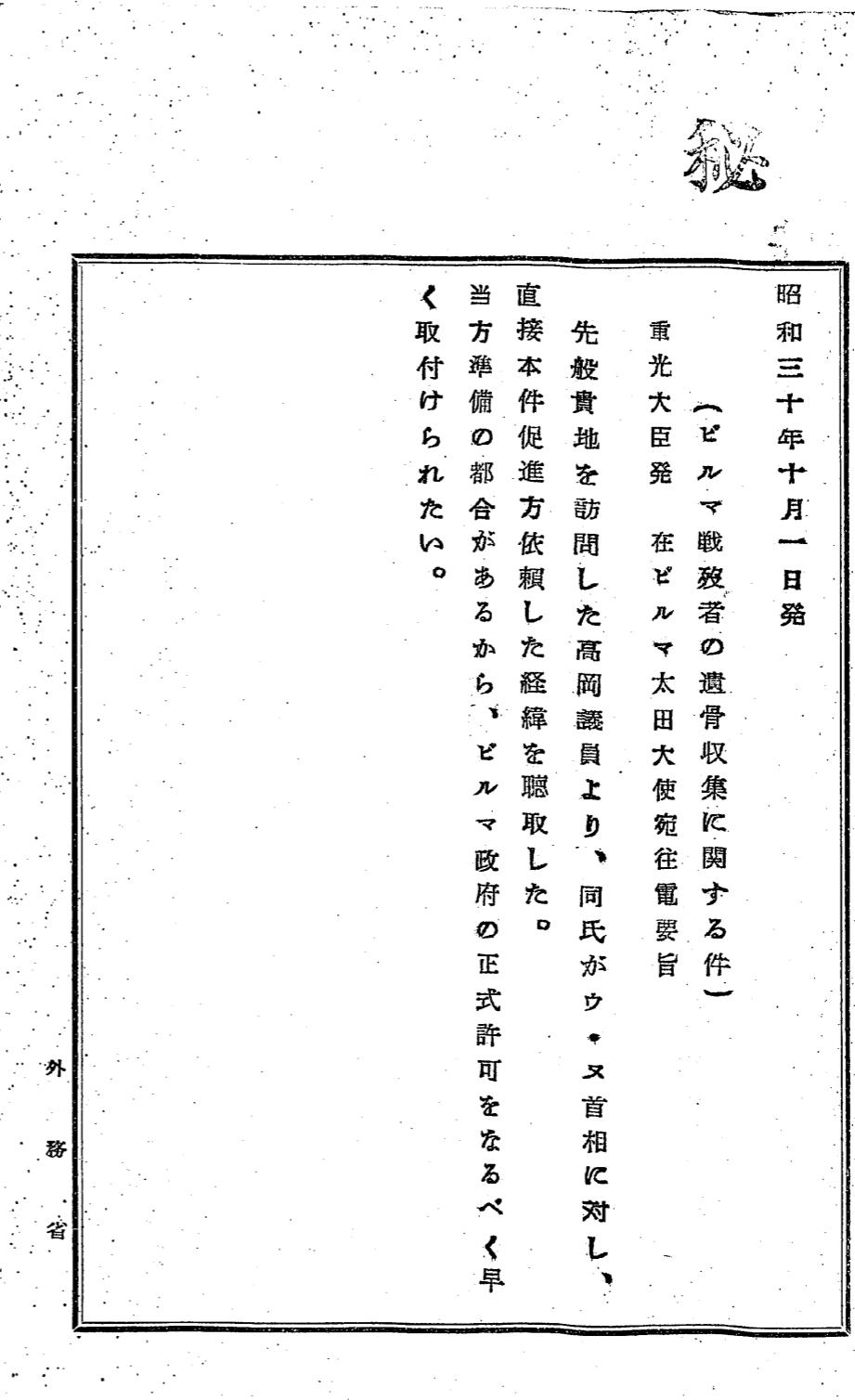
293

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

主信		發信用執務用	
附	甲	13 4	
乙	49	まみ添付	
丙		(部)	
丁			
備考			
極秘			
禁録			
アシア局第二課長			
文書課長			
文書課発送日 昭和三〇年拾月拾四日			
主 アシア局長 西田 第二 号			
任 アシア局第四課長 太田 太使			
名件記 13 49			
先付送写			
名人信 花ヒルマ			
件名 ビルマ戦没者の遺骨収集に関する件			
件名 本件に因しては、前項ヒルマが付附せられること、 河内体方の接觸中のことを承せらるること、			
外務省			
記載済			



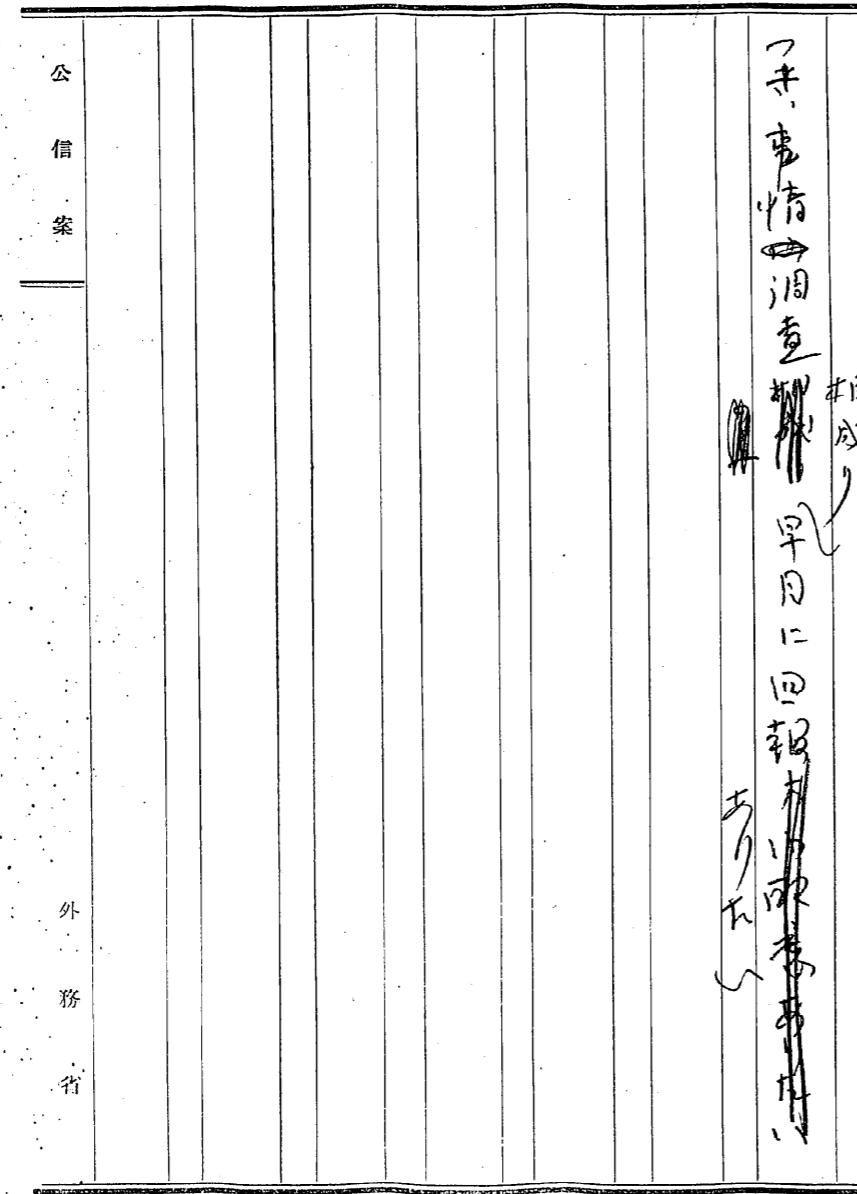
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

RG-0007

0294

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan



原生者にありは、ヒマラ方面開拓者9員(肯ナ送込
及の金埠川)別添甲号計画(案)に亘り、實
施(左ハ概)、別添乙号(同)各項の各項
自(内)由(内)現地事情立報方依頼致し~キル。
右は沿道島々行動計畫の樹立並(ニ)に予算編
成上の参考資料として昌近其年(ノ)意入手(シ)ル
ハ既ル(キ)、委組トドケ(シ)ム所(ノ)上、所要項目(ニ)